

国立健康栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画二年度目）

中期目標	中期計画	年度計画	業務実績
<p>第1 中期目標の期間</p> <p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1. 研究に関する事項</p> <p>(1) 重点調査研究に関する事項</p> <p>研究所の独自性を発揮するとともに、厚生労働省における健康づくり施策に必要不可欠な科学的知見を蓄積し、発信することを目的として、以下の分野に特化・重点化して研究を行うこと。</p> <p>ア 生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置</p> <p>1. 研究に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 重点調査研究に関する事項を達成するための措置</p> <p>研究所の独自性を発揮するとともに、厚生労働省における健康づくり施策に必要不可欠な科学的知見を蓄積し、発信することを目的として、以下の分野に特化・重点化して研究を行う。</p> <p>ア 生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究</p> <p>運動・身体活動による生活習慣病の一次予防、食事と遺伝的因子の相互作用の解明並びに運動と食事によるテーラーメイド予防法に関して、ヒトを対象とした試験、動物や細胞等を用いた実験を行う。特に糖尿病及びメタボリックシンドロームの一次予防に資する調査及び研究に特化・重点化する。</p> <p>a 運動・身体活動による生活習慣病予防、運動と食事指導の併用を行った場合の効果等について、実験的、疫学的な調査及び研究を行う。これにより食事摂取基準、運動基準等を作成するための科学的根拠の提示を行う。</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置</p> <p>1. 研究に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 重点調査研究に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究</p> <p>a 運動・身体活動による生活習慣病予防、運動と食事指導の併用を行った場合の効果等についての研究を行う。</p> <p>具体的には、①食事調査を行った中年男女1,500名を対象とし運動基準2006で示された身体活動量、運動量、体力基準の妥当性について検討するための大規模無作為割り付け介入研究、②安全なレジスタンス・トレーニングが中高齢者の筋機能及び脂質、糖質消費量に及ぼす影響についての研究、③食事と運動による肥満者の内臓脂肪量減少法に関する研究、④認知行動変容理論を用いた食事と運動による介入研究を行う。</p>	<p>・①「運動基準2006」に示された数値の妥当性を検討するため、平成20年2月までに事前測定を終了した1751名のうち376名について、割り付け・運動介入を開始した。事前測定の横断分析の結果から、持久力、筋力、柔軟性の3体力要素が生活習慣病リスクと関連することを明らかにした。②動作がゆっくりで低強度の筋力トレーニングが生活習慣病リスクに及ぼす影響を、若者を対象に無作為割り付け介入研究で検討し、筋力、筋量、筋血流量、動脈硬化度などに好ましい効果がみられることを明らかにした。また、ヒューマンカロリーメーターを用いて評価した脂質酸化能については、この筋力トレーニングの影響はみられなかった。③235名の中年肥満者の内臓脂肪量減少法に関する無作為割り付け介入研究を実施し、認知行動変容理論を用いた食事と運動による介入により、1年間に約1500歩/日(60kcal/日)の活動量増加と、約5kgの体重減少、4cmの腹囲減少及び内臓脂肪の減少を導いた。④行動科学的アプローチは、食行動や身体活動の変容を伴う体重減少を導き、行動変容ステージの変化が体重減少の予測因子になり得ることを実証した。</p>

国立健康栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画二年度目）

中期目標	中期計画	年度計画	業務実績								
	<p>b 遺伝子改変動物を用いて、運動や食事指導によってメタボリックシンドローム及び生活習慣病がいかに予防されるのかを、遺伝子解析等による分子レベルでの機序解明を試み、運動と食事指導による生活習慣病のテーラーメイド予防法の開発に資する科学的根拠を提示する。</p> <p>c ヒトを対象として、基礎代謝量と遺伝素因の相互作用や遺伝子多型と各栄養素摂取量、身体活動量等との関係を明らかにし、生活習慣病発症の遺伝、環境リスクの相互関係を解明する。</p>	<p>b 運動の肥満・糖尿病予防機序、脂質（飽和脂肪酸、トランス脂肪酸等）や糖質（果糖、蔗糖等）の過剰摂取による肥満・糖尿病発症機序、及びそれらの予防法について、分子レベルでの研究を行う。</p> <p>c 肥満や糖尿病などの生活習慣病に、遺伝子多型や各栄養素摂取量・身体活動量などの環境因子が、どの程度寄与しているかについて研究を行う。食習慣の心理的要因についても調査する。</p>	<p>・高脂肪食が、糖尿病・メタボリックシンドロームを発症するメカニズムを解明するために、遺伝子改変動物由来β細胞株を樹立して in vitro でも解析可能な系を確立した。また、脂質過剰摂取生活習慣病モデル動物のインスリン抵抗性における血管内皮機能の役割について検討した。</p> <p>・運動トレーニングによる基礎代謝亢進機序、筋肉での脂肪合成の分子メカニズム、飽和脂肪酸による脂肪肝発症機序を推定した。</p> <p>・インスリン抵抗性やインスリン分泌、2型糖尿病に関与する遺伝子多型を効率的かつ正確にタイピングできる方法を最適化した。</p> <p>・罹患同胞対法を用いた全ゲノム解析や候補遺伝子アプローチによって、日本人における2型糖尿病感受性遺伝子をさらに明らかにした。</p> <p>・肥満者を対象としての12遺伝子多型のタイピングを実施し、生活習慣病発症リスク因子に関連した遺伝子多型を明らかにした</p> <p>・肥満者を対象とした心理的アンケート調査から、肥満や食習慣、身体活動に関連する心理的要因（性格等）を明らかにした。</p>								
評価の視点等	自己評価	S	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評定</th> <th>A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"> <p>(委員会としての評定理由)</p> <p>生活習慣による健康への影響の解明に向けて、基礎的な研究と実践的な研究が調和しながら、中期計画を越えた実績をあげたものと評価するが、一部は公表（論文）前であり、A評価が適切と考える。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>(各委員の評定理由)</p> <p>・生活習慣による健康への影響の解明に向けて、基礎的な研究と応用的な実践研究とがほどよく調和しながら、中期計画を上回るペースで進捗している。また、この領域における具体的な成果に関する将来展望の検討がすすんでいる。</p> <p>・中期計画に基づく年度計画を超えた実績をあげたものと評価する。しかしながら、一部は公表（論文）前であり、A評価が適切と考える。</p> <p>・運動および食事と健康との関係について質の高い研究を行っており評価できる。</p> <p>・生活習慣病予防は高齢社会の健康増進における最大の課題だが、成果が画期的とは認めがたい。</p> <p>・生活習慣病の発症予防に関する唯一の研究所として、成果を上げている。</p> <p>・研究は多面的に実施され、成果も高く評価されている。予防や健康づくり施策への寄与については、今後の段階と思われる。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>(その他意見)</p> <p>・健栄研という公的研究機関でこそ取り組むべき研究課題と、必ずしもその必要性が高くない、すなわち、大学や民間研究機関でも実施可能な研究課題との峻別が望まれる。</p> <p>・まだ十分な結果にいたらない重要事項がある。</p> <p>・運動と食事の関連の研究は重要と考えられ、基礎レベルから明らかにしていることは評価できる。さらに人への疫学へ発展を期待したい。</p> <p>・意欲的な研究により数々の新しい発見があったようだ。それらが生活習慣病の分子メカニズムにいかに関与しているかの解明が待たれる。</p> <p>・具体的説明に欠ける。どの遺伝子に着目しているか重要。遺伝子名は明記すべき。</p> <p>・中期目標がテーラーメイド予防であるから、遺伝子多型解析のデータが欲しい。現在進行中とのことでAランク。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	評定	A	<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>生活習慣による健康への影響の解明に向けて、基礎的な研究と実践的な研究が調和しながら、中期計画を越えた実績をあげたものと評価するが、一部は公表（論文）前であり、A評価が適切と考える。</p>		<p>(各委員の評定理由)</p> <p>・生活習慣による健康への影響の解明に向けて、基礎的な研究と応用的な実践研究とがほどよく調和しながら、中期計画を上回るペースで進捗している。また、この領域における具体的な成果に関する将来展望の検討がすすんでいる。</p> <p>・中期計画に基づく年度計画を超えた実績をあげたものと評価する。しかしながら、一部は公表（論文）前であり、A評価が適切と考える。</p> <p>・運動および食事と健康との関係について質の高い研究を行っており評価できる。</p> <p>・生活習慣病予防は高齢社会の健康増進における最大の課題だが、成果が画期的とは認めがたい。</p> <p>・生活習慣病の発症予防に関する唯一の研究所として、成果を上げている。</p> <p>・研究は多面的に実施され、成果も高く評価されている。予防や健康づくり施策への寄与については、今後の段階と思われる。</p>		<p>(その他意見)</p> <p>・健栄研という公的研究機関でこそ取り組むべき研究課題と、必ずしもその必要性が高くない、すなわち、大学や民間研究機関でも実施可能な研究課題との峻別が望まれる。</p> <p>・まだ十分な結果にいたらない重要事項がある。</p> <p>・運動と食事の関連の研究は重要と考えられ、基礎レベルから明らかにしていることは評価できる。さらに人への疫学へ発展を期待したい。</p> <p>・意欲的な研究により数々の新しい発見があったようだ。それらが生活習慣病の分子メカニズムにいかに関与しているかの解明が待たれる。</p> <p>・具体的説明に欠ける。どの遺伝子に着目しているか重要。遺伝子名は明記すべき。</p> <p>・中期目標がテーラーメイド予防であるから、遺伝子多型解析のデータが欲しい。現在進行中とのことでAランク。</p>	
評定	A										
<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>生活習慣による健康への影響の解明に向けて、基礎的な研究と実践的な研究が調和しながら、中期計画を越えた実績をあげたものと評価するが、一部は公表（論文）前であり、A評価が適切と考える。</p>											
<p>(各委員の評定理由)</p> <p>・生活習慣による健康への影響の解明に向けて、基礎的な研究と応用的な実践研究とがほどよく調和しながら、中期計画を上回るペースで進捗している。また、この領域における具体的な成果に関する将来展望の検討がすすんでいる。</p> <p>・中期計画に基づく年度計画を超えた実績をあげたものと評価する。しかしながら、一部は公表（論文）前であり、A評価が適切と考える。</p> <p>・運動および食事と健康との関係について質の高い研究を行っており評価できる。</p> <p>・生活習慣病予防は高齢社会の健康増進における最大の課題だが、成果が画期的とは認めがたい。</p> <p>・生活習慣病の発症予防に関する唯一の研究所として、成果を上げている。</p> <p>・研究は多面的に実施され、成果も高く評価されている。予防や健康づくり施策への寄与については、今後の段階と思われる。</p>											
<p>(その他意見)</p> <p>・健栄研という公的研究機関でこそ取り組むべき研究課題と、必ずしもその必要性が高くない、すなわち、大学や民間研究機関でも実施可能な研究課題との峻別が望まれる。</p> <p>・まだ十分な結果にいたらない重要事項がある。</p> <p>・運動と食事の関連の研究は重要と考えられ、基礎レベルから明らかにしていることは評価できる。さらに人への疫学へ発展を期待したい。</p> <p>・意欲的な研究により数々の新しい発見があったようだ。それらが生活習慣病の分子メカニズムにいかに関与しているかの解明が待たれる。</p> <p>・具体的説明に欠ける。どの遺伝子に着目しているか重要。遺伝子名は明記すべき。</p> <p>・中期目標がテーラーメイド予防であるから、遺伝子多型解析のデータが欲しい。現在進行中とのことでAランク。</p>											
【数値目標】	—										
【評価の視点】	実績：○										
・研究の質は高く保たれているか。	運動及び食事と健康との関係について、質の高い研究を行っており、とくに、インスリン抵抗性や糖尿病に関連する遺伝子多型の解析などの研究成果は、国際的に高く評価されている。										
・生活習慣病予防や健康づくり施策の推進やガイドライン策定に寄与するものであるか。	実績：○ どのような体力要素や食事内容が生活習慣病の発症と関係しているか、また生活習慣に関連する心理的要因など、生活習慣病予防や健康づくり施策の推進に寄与する研究成果を上げた。										
・研究成果が適切に示されているか。 特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な成果に関する将来展望が示されているか。	実績：○ 研究成果は、国内外の主要な学術誌等に論文として発表しているが、コホート研究については、効果の評価に数年以上の期間を要する。										

国立健康栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画二年度目）

中期目標	中期計画	年度計画	業務実績
<p>イ 日本人の食生活の多様化と健康への影響に関する栄養疫学的研究</p>	<p>イ 日本人の食生活の多様化と健康への影響に関する栄養疫学的研究</p> <p>日本人の食生活の多様性を科学的に評価するための指標及び調査手法を開発し、それが健康に及ぼす影響について疫学的な調査及び研究を行う。特に日本人の食事摂取基準等の科学的根拠となるデータの蓄積と「健康日本21」の評価への応用という点を重点目標とする。</p> <p>a 栄養に関する実践において最も基本的かつ重要な指針である「食事摂取基準」について、平成20年度に予定される改定作業に向け、系統的レビューを平成19年度まで重点的に行う。また、今後の改定に向けて、ヒトを対象とした疫学的研究及び基本的情報の収集等を継続的に行う。</p> <p>b 「健康日本21」推進のためには、効果的な運動・食事指導プログラムの開発と普及や、国及び地方自治体での適切な指導効果の評価の実施等が重要であることから、これらの手法の開発、国民健康・栄養調査の機能強化及びデータ活用に資する検討を行う。</p>	<p>イ 日本人の食生活の多様化と健康への影響に関する栄養疫学的研究</p> <p>a 平成20年度に予定されている「日本人の食事摂取基準（2010年版）」の改定に先立ち、その基礎資料を得ることを目的とした研究者ネットワーク（作業チーム）を組織し、系統的レビュー（文献研究）を行う。</p> <p>b 摂取量・健康影響ともに、十分には明らかになっていない栄養素及び非栄養素成分（イソフラボン等）を取り上げ、関連する生体指標の測定技術を確立し、その健康影響に関する研究を行う。</p>	<p>・「日本人の食事摂取基準（2010年版）」の改定に先立ち、研究者ネットワークを組織し、前回策定時系統的レビューが十分ではなかった栄養素を中心に、2005年版策定以降の新規論文及び関係資料の収集並びにレビューを行った。</p> <p>・健康な住民を対象として、各種栄養素の摂取量とその生体指標及び健康状態を把握するための横断的研究を行い、日本人における栄養素の摂取状況と健康状態との関連について検討した。</p> <p>・様々な職業を有する成人121人を対象に、DLW法・質問紙法・加速度計法を含むフィールド調査を実施した結果、これまで評価が難しかった「歩行以外の身体活動」のより正確な評価が可能な新規開発加速度計を用いることにより、1日の総エネルギー消費量を、従来に比べ一層正確に評価できることが明らかになった。</p> <p>・ミネラルの代謝に関連する栄養素（ビタミンK、ビタミンD、ビタミンA、主要ミネラル、微量元素）及び非栄養素成分（大豆イソフラボン代謝産物）の栄養生理学的意義に関する研究を行った。</p> <p>・時間分解蛍光免疫測定法による各種生体指標、特にフラボノイド及び性ホルモンの測定法を確立した。</p> <p>・全国の地方自治体に対して、これまでに実施された国民健康・栄養調査のデータ活用に関して技術支援を行った。</p>
<p>評価の視点等</p>	<p>自己評価</p>	<p>A</p>	<p>評価</p>
<p>【数値目標】</p> <p>—</p>	<p>食事摂取基準改定の科学的根拠となる文献の系統的レビューをはじめ、コホート研究による栄養素摂取状況と健康との関連性の研究など、栄養疫学的に有用な研究成果を上げた。</p>		<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>文献レビュー、コホート研究等により、食事摂取基準の次期改定や健康日本21の推進に向けた研究において、有用な研究成果を上げ、政策への寄与が期待されるが、最終的な評価は「食事摂取基準」の改定と「健康日本21」の成果まで待たねばならない。</p>
<p>【評価の視点】</p> <p>・研究の質は高く保たれているか。</p>	<p>実績：○</p> <p>栄養疫学的研究の成果は、国内外の一流の学術誌に発表するなど、質の高い研究を行った。</p>		<p>（各委員の評定理由）</p> <p>・文献レビュー、コホート研究等により「食事摂取基準改定」に関連する研究成果を上げていること。</p> <p>・コホート研究の成果を評価する。</p>
<p>・わが国の栄養疫学研究の進歩に寄与するものであるか。</p>	<p>実績：○</p> <p>健康な住民を対象として栄養摂取状況と健康状態の関連についてコホート研究を行うなど、栄養疫学的な進歩に寄与する研究を実施した。</p>		<p>・日本人の食事摂取基準の改定に向けた関連文献のデータベース構築やコホート研究において、中期計画を上回る実績を示している。</p> <p>・中期計画にそった着実な実績と評価する。</p>
<p>・日本人の食事摂取基準を策定（次回改定）するために有用な資料となるものであるか。</p>	<p>実績：○</p> <p>栄養素等に関する内外の情報収集及びレビュー、歩行以外の身体活動によるエネルギー消費量のより正確な測定法の開発など、「日本人の食事摂取基準」の次期改定に有用な科学的根拠となる研究成果を上げた。</p>		<p>・地道な研究だが、日本人の食事摂取基準の基礎資料の収集など不可欠な公的な研究。</p> <p>・本研究に相応しい研究がアクティブに展開され、国民の期待によく応えていると考えられる。最終的な評価は「食事摂取基準」の改定と「健康日本21」の成果まで待たねばならない。</p> <p>・研究成果は有用であり政策への寄与も期待される。</p>
<p>・「健康日本21」推進のために有用な資料となるものであるか。</p>	<p>実績：○</p> <p>ミネラルの代謝に関連する栄養素及び非栄養素成分の栄養生理学的意義の解明及び測定法の確立をはじめ、地方自治体における国民健康・栄養調査のデータ活用に関する技術支援など、健康日本21の推進に役立つ研究成果を上げた。</p>		<p>（その他意見）</p> <p>・食事摂取基準に係る研究は、栄養学全般の研究にとって極めて有用と考える。</p> <p>・新しい加速度計を用いた研究の成果が期待される。</p>
<p>・研究成果が適切に示されているか。</p> <p>特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な効果に関する将来展望が示されているか。</p>	<p>実績：○</p> <p>食事摂取基準の普及や健康日本21の推進のため、研究成果を活用するとともに、次期改定に向けたデータの収集・評価については、平成20年度からの改定作業に反映されることを目的として行った。</p>		<p>・食事摂取基準改定に向けた基礎研究では、多くの資金と時間を要すると思われるが、国内唯一の機関として客体数を増加させ、より適正な改定を行っていただきたい。</p> <p>・食生活の多様性を評価するための指標及び調査手法の早期開発を期待したい。</p> <p>・成果をもとにした「健康日本21」等の政策推進への寄与について意図的な働きかけが望まれる。</p>

国立健康栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画二年度目）

中期目標	中期計画	年度計画	業務実績
<p>ウ 「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究</p>	<p>ウ 「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究</p> <p>「健康食品」に含まれる食品成分の有効性及び健康影響に関して、実社会における使用実態等を把握するとともに、ヒトに対する影響を評価する手法を開発する。その結果を幅広く公開し、「健康食品」に関わるリスクコミュニケーションに資するデータベースの更新及び充実を継続して行う。</p> <p>a 保健機能食品等の健康志向に基づく食品の使用実態等の情報を収集・把握し、栄養表示及び健康表示の側面から、健康影響について調査検討する。</p> <p>また、栄養素以外の食品成分から広く健康影響を持つ食品素材をスクリーニングして、そのヒトにおける有効性評価について細胞モデル及び動物モデルを用いて検討する。</p> <p>b 「健康食品」に関する正しい知識の普及と健康被害の未然防止並びに拡大防止を目的に、公正で科学的な健康食品の情報を継続的に収集・蓄積し、幅広く公開する。</p>	<p>ウ 「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究</p> <p>a 健康志向に基づく食品成分、素材の使用状況等の最新情報を収集・把握し、健康影響を持つ食品成分を生活習慣病、慢性疾患への応用に焦点を当てる。慢性疾患の補完・代替医療成分として有望な食品由来の生理活性成分を、慢性疾患の発症抑制に絞り込んだ遺伝子機能を指標にして、有効性を細胞レベルで評価する。また、既に健康志向食品成分として使用されているビタミンE同族体の中から多様な生理活性を併せ持つ安定化分子を合成して、生体内における高活性発現のための新たな方法を開発する。統一的な機能評価の指標として ORAC (oxygen radical absorbance capacity) Assay の開発を行う。</p> <p>b 科学的根拠に基づく最新の健康食品情報、ならびに国内外の危害情報を継続的に蓄積し、ホームページ上で公開する。また現場の専門家との連携をより積極的に行うためのシステム構築をさらに進める。特に本年度は、既公開の健康食品素材 329 について最新情報の追加作業を重点的に行う。</p>	<p>・アンケート調査から、サプリメント成分としてのトコトリエノール（ビタミンE同族体）はある程度認知されているものの、現在の摂取状況および今後の摂取意欲は、低いことが判明した。また、トコトリエノールのサプリメント成分としての有効性を高めるため、サイクロデキストリンによるその安定化に成功するとともに、エーテル誘導体化による生理活性の強化を確認した。</p> <p>・大豆イソフラボン摂取による血清脂質への影響に関するメタ分析を行った。</p> <p>・サプリメント成分として未だ利用されていない成分のうち、大豆由来の BBI（プロテアーゼ阻害物質の一種）が新たな機能性成分として有望であることを複数の評価系で確認した。</p> <p>・ORAC 法による食品の抗酸化力測定法を確立するとともに、特徴的な各種の食品について測定を行った。また、ORAC 分析法と HPLC ポストカラム分析法を組み合わせた新たな食品中抗酸化物質の一斉分析法の開発に着手し、予備的知見を得た。</p> <p>・「健康食品の安全性・有効性情報」に関して、ニーズ把握及びデータベースの追加・更新に努めた。具体的には、国内外の安全性情報・被害関連情報の提供（週 1-2 回）、最新の医学中央雑誌及び Natural Standard（健康食品に関する国際的情報源）等からの素材情報の追加、ビタミンとミネラルに関する最新情報への更新等を行うとともに、ネット会員（約 3,600 名）へ更新情報を定期的に（月 1 回）メールで通知した。</p> <p>・専門職（薬剤師、栄養士）及び消費者を対象として健康食品に関する意識調査を実施した。また、ネット会員とネット上での情報・意見交換を行うとともに、メールや電話による健康食品に関する問い合わせについても的確な対応に努めた。</p> <p>・健康食品データベースの一層の充実を図るため、業界団体等との連絡会議を開催し、協力体制を整えた。なお、「健康食品の安全性・有効性情報」サイトへのアクセス数は、約 5,800 件/日であった。</p>

国立健康栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画二年度目）

中期目標		中期計画		年度計画		業務実績	
評価の視点等		自己評価	S	評価	A		
[数値目標]		国民の関心が高まっている健康食品の安全性・有効性に関する情報を収集・分析し、国民等へ迅速に情報提供するとともに、ヒトにおける有効性評価に応用できる評価法の開発を行った。		-		(委員会としての評定理由) 国民の関心が高まっている健康食品のヒトに対する影響の評価手法及びリスクコミュニケーションに資するデータベースの充実など、中期計画を上回る研究成果を上げていると評価するが、さらに国民への迅速で分かりやすい情報提供を検討すべき。	
[評価の視点]		実績：○ 健康食品の安全性・有効性に関する情報の収集・提供及び評価など実務面が中心であるが、研究面においてもサプリメント成分の評価や食品の抗酸化力測定など、質の高い研究を行った。		-		(各委員の評定理由) ・健康食品の安全性に関する研究とその成果の適切な情報提供は、国民にとって関心の高い事項であり、中期計画を超えた実績が示されたと評価する。 ・ヒトに対する影響の評価手法ならびに「健康食品」に関わるリスクコミュニケーションに資するデータベースの更新・充実などにおいて、中期計画を大幅に上回る実績を示した。 ・健康食品に含まれる食品成分の有効性を明らかにした。また、国民に情報提供を有効に行っている。 ・健康食品は国民の関心が高いものの必ずしも安全性が確立していないことから独法が公正な許可基準を研究する意義は大きい。ただし、成果についてはまだ広く認められてはいない。 ・健康食品を対象とした評価を適切に行い、国民に適切な情報提供していること。 ・自己評価のSは妥当と考えるがデータベースの更新、充実の継続的实施については一層の努力が求められる。	
・「健康食品」を対象とした食品成分の有効性及び健康影響について評価し、幅広く公開しているか。		実績：○ 健康食品の安全性・有効性について、国内外の情報収集及びレビューを行い、ホームページ等を通じて幅広く公開しており、アクセス数も非常に多かった。		-		(その他意見) ・優秀な成果をあげられていることは明らかであるが、新たな成分の有効性の研究が紹介されているが、おびただしい数のサプリメントに対し、安全性・有効性の評価をさらに進めていただきたい。なぜトコトリエノールがまず研究対象になったのか意義が明記されるとよい。 ・マーケットにつながらない効果の評価は、公的な機関として重要な役割であるとする。ウー b の情報収集と連携させてすすめていただきたい。 ・どの「評価の視点」からみても、研究は活発に進められている。ただ「タイムリーな情報発信に努めた」とあるが、逆に国民からの応答・発信を的確にキャッチし、タイムリーに対応するシステムをさらに検討すべきだろう。	
・ヒトにおける有効性評価に応用できる研究が行われているか。		実績：○ サプリメント成分として利用されているトコトリエノール・大豆イソフラボン及び今後利用が期待されるBB Iについて、有効性の評価等を適切に実施した。また、ORAC 法及び他の分析法との組み合わせによる食品の抗酸化力の測定法の確立についても成果を上げた。		-		・健康食品の安全性については、国民の関心度は非常に高い。この領域における調査研究の一層の充実と、迅速でわかりやすい情報提供を望みたい。 ・研究内容はすでに知られていることもあり、研究の質は高くない。 イソフラボンやVE およびBB I は別の研究者が発表している。 抗酸化物質の網羅的解析法の網羅は正しい表現ではない。	
・情報発信はタイムリーに行われているか。		実績：○ 国民の健康に影響を及ぼす可能性がある健康食品の安全性・被害関連情報について、迅速な情報収集及びホームページ等を通じた情報提供を行うとともに、ネット会員に対して毎月定期的に更新情報を通知するなど、タイムリーな情報発信に努めた。		-			
・国内外の情報を蓄積し、共有を図るため、多くの専門家が「健康食品」情報ネットワークに参加し、データベースの充実に寄与しているか。		実績：○ 健康食品に関する最新情報の収集・蓄積及び共有を図るため、インターネットを活用した情報・意見交換や業界団体等との連携に努めた。		-			
・研究成果が適切に示されているか。特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な効果に関する将来展望が示されているか。		実績：○ 健康食品の有効性評価、食品の抗酸化力測定を中心とする研究成果を国内外の学会誌等に発表した。		-			

国立健康栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画二年度目）

中期目標	中期計画	年度計画	業務実績
<p>(2) 重点調査研究以外の調査研究に関する事項</p> <p>ア 科学技術基本計画（仮称）に沿って、研究機関として独自性の高い基礎的・応用的研究を行うこと。</p> <p>イ 研究の成果をより広く社会に還元するために、食育推進基本計画（仮称）に資する調査研究を推進し、専門家（管理栄養士等）への情報提供を行うこと。</p>	<p>(2) 重点調査研究以外の調査研究に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 研究所の研究能力を向上させ、将来、その応用・発展的な展開を可能とするために、関連研究領域における基礎的・独創的・萌芽的研究を行う。</p> <p>イ コホートを設定し、介入研究による栄養教育の成果を研究する。食育及び栄養ケアマネジメントに関して、行政、他機関と協力してエビデンス作りを図る。 また、管理栄養士等保健従事者の教育及び情報の提供方法を研究する。</p>	<p>(2) 重点調査研究以外の調査研究に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 独創的で、次期中期計画において発展的に展開し得る研究課題のシーズとなるような研究を、所内公募による競争的な環境の下で行う。その際、外部の専門家を含めた事前・事後の評価を行い、研究の質を担保する。</p> <p>イ 生涯を通じた健康づくりの一環として、栄養教育の面から、食育、メタボリックシンドローム、高齢者の食介護に関する研究を行う。人間ドック受診者を対象に1万人以上のコホート（後ろ向き・前向き）研究を始める。 食育に関しては、学校保健データと国民健康・栄養調査のデータを基に、エビデンス構築の研究を行う。 管理栄養士に関しては、日本栄養士会、日本栄養改善学会など関連する職能団体や学会等との協働により卒後教育内容（又は方法）を検討する。</p>	<p>・「重点調査研究」ではカバーされない分野の独創的な研究課題（「創造的研究」）について所内公募した。審査委員（研究所内部：研究企画委員会委員、研究所外部：運動生理学、予防医学、食品科学及び代謝病学の4名の専門家）が事前評価を行い、13件の応募課題のうち5件を採択した。〔資料②〕 採択された課題の研究内容は、「生活習慣病発症・進展における血管内皮細胞インスリン情報伝達経路の果たす役割の解明」、「全ゲノム解析と食習慣聞き取り調査による肥満・糖尿病発症機構の解明」、「骨格筋の萎縮・機能保全の分子機構解明と生活習慣病予防への応用」、「食品成分によるアルコール性脂肪肝発症予防法の開発」、「機能性食品因子データベースの作成・公開に関する研究」である。 ・中間報告会を平成19年12月に行うとともに、研究成果のとりまとめに向けての検討・指導等を行った。（平成20年6月に外部委員を含む審査委員による事後評価を実施。） ・これらの研究の結果は、数多くの英文論文、和文論文として国内外の学術雑誌に発表するなど、将来の研究のシーズとなる大きな成果を上げた。</p> <p>・健診受診者を対象とする大規模コホート研究として、S総合病院人間ドック受診者のコホートを設定するための準備を行った。 ・健康と食生活や食習慣の関連性について、既存のデータを活用するとともに、高齢者、青年を対象として調査研究を実施し、研究成果を学会等で発表するなど、食育推進のためのエビデンスの構築に努めた。 ・高齢者の食介護における食形態における問題点を把握するために、全国の介護施設での食形態の実態調査を実施した。 ・食育推進のために、行政機関、地方自治体と協力して、効果的な食育推進のあり方について検討した。 ・管理栄養士の卒後教育のあり方について、日本栄養士会や関連学会等と意見交換を行った。</p>
評価の視点等	自己評価	A	評定
【数値目標】	A	A	<p>（委員会としての評定理由） 新たに独創的な研究課題に取り組んでいる実績は評価する。しかし、「食育推進のエビデンスとなる研究」は、内容が不明瞭のため、国の食育推進計画への寄与など実績が見えない。この点を明らかにすると共に、当該研究分野はさまざまな地域・大学で研究や取り組みが進んでおり、研究所としての関わり方を明確にすべきである。</p>
【評価の視点】	A	A	<p>（各委員の評定理由） ・重点調査研究以外の調査研究においても、独創的な研究課題やコホート研究が中期計画を上回るペースで進捗している。 ・新たに独創的な研究課題に取り組んでいる実績は評価するが、「食育推進のエビデンスとなる研究」とある部分は、内容が不明瞭のため、国の食育推進計画への寄与など実績が見えない。 ・1万人のコホート研究はぜひすすめていただきたい。本年は準備を実施にとどまり具体的な進行状況の記載がない。 ・幅広く研究課題に取り組んでいる。 ・ア. は審査委員会の評価がまだ示されていないし、イ. は多くの業務がスタートしたばかりでポジティブな評価を行いにくい。 ・研究の選定及び外部委員を含む審査等の研究管理もなされ、成果も論文件数から判断すると、すぐれていると評価する。 （その他意見） ・食育については、さまざまな地域・大学で研究や取り組みが進んでおり、健栄研として取り組むべき公的性格の研究課題とは何か、を明確にして取り組んで欲しい。また、高齢者の食介護に関する研究は健栄研で取り組むべき必要性のある課題だろうか。介護保険制度との関連など、国の施策との関わりを明確にすべきであろう。 ・1万人のコホート研究はぜひ推進していただきたい。 ・高齢者の食介護に関する研究の進展に注目したい。 ・食育推進のあり方については実践する団体や関係機関が実施して、研究所は支援するというスタンスが良いと思われる。また高齢者の食介護における食形態においても実務者が行う調査であり、研究所が担う役割ではないと考える。 ・所内公募により行われる創造的研究とともに、高齢者の食環境に関する研究のような社会ニーズの高いテーマの実践的な成果を期待する。 ・独創性は高くないので、将来のシーズとなるものは少ない。</p>
・研究の質は高く保たれているか。	実績：○ 研究成果は主に英文論文として主要な学術雑誌に発表するなど、質の高い研究を行った。	A	
・独創的で、将来のシーズとなり得る研究が行われているか。	実績：○ 所内公募により採択した独創的な研究課題5件については、適切に実施され、将来シーズとなりうる成果を上げた。	A	
・研究成果が適切に示されているか。 特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な効果に関する将来展望が示されているか。	実績：○ 研究成果は学術論文として発表、あるいは主要な学会で口頭発表した。健診受診者を対象とする大規模コホート研究については、引き続き研究を進めていく。	A	
・関連団体との連携による情報提供は適切に行われているか。	実績：○ 食育推進のあり方、管理栄養士の卒後研修のあり方等について、関係機関・団体、地方自治体、関係学会等と連携して検討を進めた。	A	

国立健康栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画二年度目）

中期目標	中期計画	年度計画	業務実績
<p>(3) 研究水準及び研究成果等に関する事項</p> <p>ア 健康・栄養に関する施策、ガイドライン等の科学的根拠につながる質の高い研究を行い、研究成果を論文等を通じて社会に発信・還元を行うこと。</p>	<p>(3) 研究水準及び研究成果等に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 論文、学会発表等の促進 調査及び研究の成果の普及を図るため、学術誌への学術論文の投稿、シンポジウム、学会等での口頭発表を行う。 これらについては、中期目標期間内に、学術論文の掲載を250報以上、口頭発表を750回以上行う。 なお、口頭発表は、海外においても積極的に行う。</p>	<p>(3) 研究水準及び研究成果等に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 論文、学会発表等の促進 研究成果については、できるだけ国際的な場での発表を目指し、査読付き学術論文50報以上(1.5報/常勤研究員1人あたり)、口頭発表150回以上(4.5回/常勤研究員1人あたり)行う。 そのため、優れた研究成果の発表に対しては、競争的な事前審査により課題を選定し、渡航費の付与を行う。</p>	<p>・査読付き学術雑誌への原著論文の掲載は、英文誌96報、和文誌22報の計118報(2.6報/特別研究員以上の研究員一人あたり)であった。〔資料③〕</p> <p>・国内外の学会における発表は、国際学会(国内での開催を含む)77回、国内学会250回の計327回(7.3回/特別研究員以上の研究員一人あたり)であった。これらのうち、特別講演、シンポジウム等の招待講演は、国際学会31回、国内学会105回であった。</p> <p>・優れた研究成果を国際的な場で積極的に発信するために、所内公募により5件の海外渡航旅費の付与を行い、海外の主要な学会等で研究成果の発表を行った。</p>
<p>評価の視点等</p>	<p>自己評価</p>	<p>S</p>	<p>評定</p>
<p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標期間内に、学術論文の掲載を250報以上、口頭発表を750回以上行う(19年度内に学術論文の掲載を50報以上、口頭発表を150回以上行う) <p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学会発表及び学術雑誌へ発表した論文は、高い水準を確保しているか。 ・海外において研究成果が積極的に発表されているか。 	<p>英文論文を中心に目標を大きく上回る学術論文及び口頭発表を行うなど、優れた研究業績を上げた。</p> <p>中期目標期間2カ年目において、中期計画期間累計で学術論文の掲載257報、口頭発表652回と、中期計画をほぼ達成することができた。</p> <p>実績：○ 研究成果の国内外の主要な学会での発表、国際的評価の高い学術雑誌への発表など、高い水準を確保した。</p> <p>実績：○ 英文誌への原著論文掲載96報、国際学会での発表77回、招待講演31回など、海外に向けて研究成果を積極的に発表した。</p>	<p>S</p>	<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>国内外の質の高い学術誌等へ掲載や学会等における招待講演など、積極的な発表が行われており、中期計画を大きく上回る実績を上げており、高く評価する。</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標期間2年目において、学術論文の掲載数において中期計画を上回るなど、中期計画を大幅に上回るペースで進捗している。また、国内外の学会発表及び学術雑誌へ発表した論文の質は、高いことが認められる。 ・中期計画を上回る実績をあげたと評価する。 ・質の高い多くの論文を発表する等、計画を大きく上回る実情を上げており、評価できる。 ・積極的な姿勢は評価できる。 ・すでに中期計画をほぼ達成したことを高く評価する。 ・研究成果を国内外の学会や学術誌へ発表したこと。 ・英文紙への原著論文件数等、質の高さは認められるが、総件数は中期計画の枠内である。 ・論文数は評価できる。しかし各々の質は高くないのでAとする。 <p>(その他意見)</p>

国立健康栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画二年度目）

中期目標	中期計画	年度計画	業務実績
<p>イ 調査・研究の成果を社会に還元するために、知的財産権の取得・開示を行うこと。</p>	<p>イ 知的財産権の活用</p> <p>調査及び研究の成果については、それらが知的財産につながるかどうかのスクリーニングを行い、中期目標期間内に20件以上の特許出願を行う。</p> <p>取得した特許権の実施を図るため、特許権情報のデータベースをホームページ上に公開する。</p> <p>また、非公務員化の利点を活用し、研究所が所有する知的財産の活用、又は所有する情報等を用いた共同研究を民間企業及び大学等と積極的に行うこととし、毎年2件以上の増加を目標とする。</p>	<p>イ 知的財産権の活用</p> <p>知的財産権取得に適した研究について、その成果の学会及び論文発表の前に掘り起こしを行い、年間約5件程度特許の出願を行う。</p> <p>特許に関わる情報を、ホームページ上に公開し民間企業等に積極的に技術の紹介を行う。また、民間企業等との共同研究を年間10件程度行う。</p>	<p>・知的財産権の取得及び活用については、費用対効果を勘案しながら、引き続き自己収入の向上に努めた。「知的財産に関する権利等取扱規定」に基づき平成19年度中に出願した特許は、「抗中皮腫用剤の殺細胞効果増強剤」及び「微小重力環境下における骨量低下を抑制するための組成物」の2件（いずれも国内特許）であった。〔資料④〕</p> <p>・特許取得および出願状況について、ホームページ上で公開した。</p> <p>・非公務員化に伴い、民間企業等との共同研究をはじめ、社会還元に向けた柔軟な取り組みの一層の推進に努め、平成19年度は10件の共同研究及び25件の受託研究を実施した。</p>
<p>評価の視点等</p> <p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標期間内に、20件以上の特許出願を行う（年間約5件程度の特許出願を行う） ・民間企業及び大学等との共同研究を毎年2件以上の増加を目標とする（民間企業との共同研究を年間10件程度行う） <p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許の出願及び維持は、戦略性をもって適切に行われているか。 ・知的財産の取得・開示のために、各種情報発信を行っているか。 ・研究所が有する知的財産や情報等を活用した共同研究が活発に行われているか。 	<p>自己評価</p> <p>B</p> <p>特許の出願件数や実施件数などは未だ少ないものの、知的財産について積極的に情報公開し、民間企業等との共同研究や受託研究に精力的に取り組んだ。</p> <p>平成19年度には2件の特許出願を行い、中期目標期間の累計は7件となった。</p> <p>平成19年度には10件の民間企業等との共同研究を実施した。</p> <p>実績：△ 特許の出願にあたっては、知的財産権の確保及びその実用化の推進の観点から、費用対効果を勘案しながら行った。</p> <p>実績：○ 特許等の取得及び出願状況をはじめ、当研究所の知的財産に関する情報を、当研究所ホームページ及びヒューマンサイエンス振興財団等を通じて積極的に公開し、情報発信を行った。</p> <p>実績：○ 知的財産等を活用して、民間等との共同研究及び受託研究を積極的に実施した。</p>	<p>評定</p> <p>B</p> <p>（委員会としての評定理由） 平成19年度の特許出願は2件にとどまっていることから、今後の対処が望まれる。</p> <p>（各委員の評定理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間5件を目標に特許出願を行うとされているが、平成19年度の出願は2件にとどまった。平成18年度分と合計しても7件で、中期計画のペースをやや下回っている。 ・特許出願件数は予定より少ないが、その他はほぼ計画とおりと評価する。 ・特許の出願にさらなる発展が期待されるが、目標値を現実的なものにしてもよいのではないかと。 ・特許件数が少なく不十分。 ・特許出願件数は平成19年度に限れば、目標数を下回ったが、総合的にはB評価が妥当と考える。 ・本年度の出願件数は目標を下回っているが、その点に対する認識が低い。 ・特許出願数において目標を下回るため。 <p>（その他意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度の出願件数2件が一過的なできごとなのか、それとも研究所の体質的なことなのか、よく見極め、今後に対処することを望みたい。 	

国立健康栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画二年度目）

中期目標	中期計画	年度計画	業務実績
<p>ウ 健康・栄養関連の専門家を対象としたセミナー、一般向けの講演会等を開催すること。</p>	<p>ウ 講演会等の開催</p> <p>健康・栄養関連の専門家向けのセミナー、幅広い人々を対象とした講演会等をそれぞれ年1回以上開催し、調査及び研究の成果を社会に還元する。</p> <p>また、関係団体が実施する教育・研修プログラムへの職員の派遣を積極的に推進する。</p> <p>一般及び専門家からの電話、メール等による相談を受けるとともに、それらの相談に適切に対応する。</p>	<p>ウ 講演会等の開催</p> <p>一般向けの公開セミナー（第9回）を、平成20年2月に東京で開催する。研究で得られた成果を社会に還元するため、専門家向けのセミナーを他機関との連携による開催を含めて2回程度行う。</p> <p>管理栄養士・栄養士等の研修の講師として職員を積極的に派遣するとともに、研修の企画等に対して支援を行う。また必要に応じて、学会のシンポジウムやワークショップを企画する。</p> <p>外部からの相談・問合せに効率的に対応するため、頻度の高い質問等については、FAQとしてとりまとめを進め、ホームページ上で公開する。平成18年度は特に、健康食品について立ち上げたが、平成19年度は「保健指導（食事・運動等）」についてFAQを整備する。</p>	<p>・第9回一般公開セミナー（テーマ：健診でメタボリックシンドロームと言われたら）を、平成20年2月2日（土）に開催した。これは、平成20年度から厚生労働省の重要施策として開始される特定健診・特定保健指導に関わる知識やスキルの普及啓発をねらったものであり、762名の参加があった。〔資料⑥-a〕</p> <p>参加者へのアンケートでは、480名から回答が得られ、各講演及びシンポジウムに対する理解度・有益性は良好で、テーマ選択も時宜を得たものであった。〔資料⑥-b〕</p> <p>・専門家向けセミナーとして、地方自治体の栄養士等を対象に、健康・栄養調査等に関する技術研修を全国3カ所（福岡県、奈良県、東京都）で主催した。〔資料⑦〕</p> <p>・管理栄養士・栄養士等の研修や生涯教育プログラム（全国、地域ブロック、都道府県等）に対して職員を講師として積極的に派遣し、専門職の技術向上に寄与した。また、社団法人日本栄養士会、社団法人全国保健センター連合会等が行う研修プログラムの企画に対して助言・協力を行った。</p> <p>・電子メールや電話による外部からの相談・問合せ等に関する的確な対応に努めた。また19年度はとくに「保健指導（食事・運動等）」に関する質問をデータベース化し、「よくある質問（FAQ）」として取りまとめ、ホームページ上で公開した。</p>
<p>エ 研究所の一般公開を実施するとともに、中学校・高等学校等からの見学にも積極的に応じる</p>	<p>エ 開かれた研究所への対応</p> <p>幅広い人々に研究所の業務について理解を深めてもらうことを目的に、年1回オープンハウスとして研究所を公開する。</p> <p>また、健康と栄養に興味を抱かせ、将来、栄養学研究を担う人材の育成に資するよう、「総合的な学習の時間」による中学・高校生等の見学を積極的に受け入れる。</p>	<p>エ 開かれた研究所への対応</p> <p>平成19年9月29日に、オープンハウスとして、運動実験施設等における体験コーナーや食事・体力診断等を含めて、研究所の研究・業務内容を身近に知ってもらうための機会を設ける。（休日実施で内容の拡充に努める）</p> <p>「総合的な学習の時間」による中学・高校生等の見学にも積極的に応じ、健康や栄養にかかわる知識や興味をもってもらおう。</p>	<p>・平成19年9月29日（土）にオープンハウスを実施し、162名（一般：144名、高校生：18名）の参加があった。食生活診断、骨密度測定、健康体力診断、健康フィットネス体験、講演、インターネット体験、パネル展示などを通じて、研究所の調査研究・業務内容のPRに努めた。</p> <p>また、「総合的な学習の時間」による中学生及び高校生の受け入れを行った（中学校：7校27名、高校：6校65名）。その他の見学も積極的に受け入れ、健康・栄養に関する知識を普及するとともに、関心を高めるよう努めた（大学3校41名、その他：2施設30名）。</p>

国立健康栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画二年度目）

中期目標		中期計画	年度計画	業務実績
<p>評価の視点等</p>		<p>自己評価</p>	<p>S</p>	<p>評定</p> <p>A</p>
<p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年1回オープンハウスとして研究所を公開する 		<p>公開セミナーやオープンハウス等を通じた研究所の取り組みの紹介をはじめ、施設見学や講師依頼へ積極的に対応するなど、開かれた研究所へ向けて努力した。</p>		<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>一般公開セミナーや専門家向けセミナー、オープンハウスの開催など、さまざまな取り組みを積極的に行っており評価できるが、研究所の社会的役割からすると、より一層の工夫が望まれる。</p> <p>（各委員の評定理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般向け公開セミナー1回、専門家向けセミナー3回、オープンハウス1回など、中期計画を上回るペースで講演会等が開催された。 ほぼ計画通りの実績とみなす。参加者数の多さなどの実績はあがっているが、取り組み内容としてはすべて予定通り、の範囲ではないだろうか。 公開セミナーやオープンハウス等を開催するなど情報提供に努めた。 テーマを国民の関心が高いメタボに絞って、もっと踏み込んで徹底的に取り組んではどうか。 セミナーや講演会、施設見学等への積極的な対応を行っていること。 様々な取り組みを実施し、中期計画を上回る成果を上げていると判断できる。しかし研究所の社会的役割からすると、より一層の工夫が望まれる。 目標を達成している。 <p>（その他意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門家に対するもの 一般に対するもの 分けてニーズに対応する必要があるのではないか。とくに公的研究所としては専門家に対する対応が少ないような感がある。 メタボリックシンドローム」をテーマとして取り上げた一般向け公開セミナーの実施はよいが、研究所としては、今後、特定検診後の特定保健指導に戸惑っている現場への指導なども行うべきではないか。 専門家向けのセミナー3回は調査研究方法について一となっているが、栄養指導の方法などのニーズもあるのではないか。 概ね中期計画に合致している。しかし研究所の存続を確保するためには、この課題にさらに力を入れ、研究所が国民にとってもっと身近な存在となることが求められる。 公開セミナーやオープンハウスでの集客力の高さがすばらしい。国民ニーズに対応したテーマと内容の設定が行われたためといえよう。 テーマとして“メタボ”だけというのは、タイムリーなテーマとは言えない。
<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 講演会、セミナー等が関係団体との連携のもとに、タイムリーなテーマによって適切に実施されているか。 		<p>平成19年9月に、当研究所の施設及び取り組みを広く国民や研究者等へ紹介するため、オープンハウスを実施した。</p> <p>実績：○</p> <p>平成20年2月、国民の関心が高まっている「メタボリックシンドローム」をテーマとして取り上げて一般向け公開セミナーを実施し、600名を超える参加があった。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> 講演会、セミナー等の参加者に対して満足度やニーズの把握を行い、今後の企画等に役立っているか。 		<p>実績：○</p> <p>セミナーやオープンハウス等では、参加者に対してアンケート調査を実施し、その際の意見を今後の企画等に反映させた。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> 一般及び専門家からの相談、並びに研修の依頼等に関して、適切に対応がなされているか。 		<p>実績：○</p> <p>民間、行政機関等からの研修や講演依頼などに積極的な対応を行った。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> 研究所の研究・業務内容の理解を深めてもらう機会を適切に設けているか。 		<p>実績：○</p> <p>施設見学やセミナー、講演等の際には、常に研究所の研究・業務内容について紹介を行った。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> 中学生、高校生等に健康や栄養、及び関連研究に興味をもってもらうための取り組みが適切になされているか。 		<p>実績：○</p> <p>「総合的な学習の時間」等による研究所施設見学、研究内容をわかりやすく紹介し、若い世代が健康・栄養に関して関心が高められるよう対応した。</p>		

国立健康栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画二年度目）

中期目標	中期計画	年度計画	業務実績
<p>（4）研究実施体制等の整備に関する事項</p> <p>ア 独立行政法人という組織形態の利点を最大限活かした研究資金等の運用及び人的資源の配置により、研究・業務の効率化を図ること。</p> <p>イ 国内外の産業界を含む健康・栄養・食品関係の機関との共同研究の拡充等を目的として、研究所研究員の派遣及び他機関等の研究員の受入れをより積極的に行うこと。</p> <p>ウ 大学及び民間企業等との連携・協力により、研究者の交流を進め、人材の養成と資質の向上を図ること。</p>	<p>（4）研究実施体制等の整備に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 研究・業務の効率的な実施という観点から、研究員、研究補助員の配置を戦略的に行う。研究所として重点的に実施すべき調査及び研究並びに法律に基づく業務については、研究業務費を適切に配分し、確実な業務の執行に努める。</p> <p>イ 民間企業、大学、他の研究機関等との間で従前から実施している共同研究に加え、新たな共同研究等を積極的に推進するため、民間企業、大学等へ研究所研究員を派遣するとともに、資質の高い研究員を受け入れる。</p> <p>ウ 連携大学院、民間企業及び各種研究機関等から研究員を年間20名程度受け入れ、研究所が所有する情報・技術等を提供するとともに、研究員を広く大学院や関係機関等に年間5名程度派遣し、研究所の持つ情報・技術等を社会に還元する。 また、国内外の若手研究員等の育成に貢献するため、博士課程修了者、大学院生、他機関に属する研究員等を継続的に受け入れるための体制の充実を図る。 また、連携大学院を増やし、兼任教授の派遣を行うとともに、若手研究員の指導・育成を行うため、求めに応じ、研究所研究員を他機関へ派遣する。</p>	<p>（4）研究実施体制等の整備に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 法律に基づく業務及び重点調査研究を確実に実施するために、特別研究員及び研究補助員の重点配置を行う。 プログラム、センターにおける研究や業務に付随する事務的作業の効率化をさらに推進し、研究者の生産性をより高めていくために「研究支援チーム」を事務部に設ける。事務部の課・係横断的にチームを編成することで、多様な研究業務内容に適応した柔軟な運用と、事務手続きステップの効率化及び研究部門と事務部門の意識及び情報の共有を図る。 運営費交付金については、四半期毎に各研究・業務の進捗状況及び費用、並びに新たに生じた課題等を勘案しながら、配分の調整を行う。</p> <p>イ 民間企業、大学、他の研究機関等との間で、研究員の相互交流、研究技術の交換、施設・設備の有効活用を行う。また、当研究所の研究員を大学等へ積極的に派遣し、研究ネットワークの拡大を図る。</p> <p>ウ 連携大学院、民間企業及び各種研究機関等から研究員を年間10名程度受け入れるとともに、研究員を大学院や関係機関等に年間5名程度派遣し、研究所の持つ情報・技術等を社会に還元する。 お茶の水女子大学、東京農業大学、女子栄養大学、早稲田大学との連携大学院について、兼任教授の派遣を行い、お互いの強みを活かした研究協力をを行う。 また、流動研究員制度や連携大学院制度を活用し、博士課程修了者等の若手研究者や大学院生を積極的に受け入れることにより、将来の研究人材の育成に資するとともに、研究所の研究機能の強化を図る。</p>	<p>・健康増進法に基づく業務（国民健康・栄養調査等）等に、研究員を重点的に配置した。</p> <p>・調査研究に関わる事務については、担当の業務課調整係に、新たに事務補助員を配置することにより、増大する研究費等の効率的な事務処理等に対処した。</p> <p>・各調査研究及び業務の進捗状況と併せて、6プログラム及び2センター毎の運営費交付金及び外部資金の執行状況を定期的にモニタリングし、それらを踏まえて年度途中に予算の補正及び人員の追加配置等を行った。</p> <p>・「厚生労働科学研究費補助金執行管理システム」及び「文部科学研究費補助金執行管理システム」、並びに「栄養情報担当者（NR）データベース」、「特別用途食品・特定保健用食品受付支援システム」の4システムを事務部職員が開発し、事務の効率化及び情報の共有化に努めた。</p> <p>・民間企業等との共同研究をはじめ、社会還元に向けた柔軟な取り組みを推進した。平成19年度には、10件の共同研究及び25件の受託研究を実施した。</p> <p>・研究者の交流や研究技術の交換等を進めるため、当研究所から大学、民間企業・団体等へ計128名の研究者を派遣した。このうち大学へは44名、民間企業・団体等へは84名であった。</p> <p>・連携大学院として、引き続き国立大学法人お茶の水女子大学院、東京農業大学大学院、女子栄養大学大学院及び早稲田大学スポーツ科学学術院と協定書を取り交わし、若手研究者の育成・指導を行った。</p> <p>・平成19年度は44名の研究者を客員教授等として大学へ派遣するとともに、海外からの6名を含め、124名の研究員等（流動研究員等、研修生を含む。）を受け入れた。このうち若手研究員等（35歳未満）は、54名（うち研修生40名）であった。</p>

国立健康栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画二年度目）

中期目標	中期計画	年度計画	業務実績
エ 調査及び研究の円滑な実施が図られるよう、適切な措置を講ずるとともに、他機関との共同研究及び受託研究において、双方の研究施設及び研究設備の稼働状況に応じた共同利用を図ること。	エ 施設・設備について、自らが有効に活用するとともに、「独立行政法人国立健康・栄養研究所設備等利用規程」に基づき、大学、他研究機関による共同研究等での外部研究者等の利用に供する。	エ 施設・設備については、各プログラムで共通して使用する、測定室、RI室、動物室、運動トレーニング室等を整備し、自ら有効に活用するとともに、外部研究者等の利用に供する。さらに、オンラインジャーナルの活用により雑誌閲覧の費用軽減、便宜性の向上を図るとともに、図書館の相互貸借を活用して、図書スペースの効率的な活用につなげる。また、国内他機関で入手困難な学術雑誌を充実させる。	・運動実験施設を中心に共同利用を推し進め、プールについては、年間使用回数433回、延べ5,493人が利用した。また、ヒューマンカロリメーターについても、共同研究による施設活用を促進し、着実にデータの蓄積が進んでいる。 ・各プログラムで共同利用可能な実験機器等の購入や動物飼育室の一部改修を行うとともに、RI室に係る再熱器の交換により実験室中の温度の安定性を確保するなど、研究環境を充実させた。 ・国内の他機関が所有している学術雑誌の文献等についてはオンラインで入手することにより、図書館スペースの効率的な活用を図った。さらに、主要な国際専門誌については、オンラインジャーナルの利用状況等を動かし、情報検索に支障のない範囲で効率化を図った。
評価の視点等	自己評価	A	評定
	<p>連携大学院、民間企業等との人材交流や共同研究を進めるとともに、研究の進捗に応じて研究費を配分するなど、研究の効果的・効率的推進に努めた。</p> <p>平成19年度には、大学や民間企業、研究機関等から目標を大きく上回る計124名を受け入れた。また、大学の兼任教授等として44名を派遣するとともに、特別講義等を359件実施した。</p> <p>実績：○ 研究部門及びそれを支える事務部門の業務が効率的に行われるよう、新たな人員配置及び研究費事務処理システム等を開発・導入した。</p> <p>実績：○ 法定業務である国民健康・栄養調査プロジェクト等の重点業務に対して、重点的に研究者を配置した。</p> <p>実績：○ 各調査研究・業務の進捗状況を定期的に把握し、それを各プログラム・プロジェクトの予算及び人員配置に反映させた。</p> <p>実績：○ 民間企業等との共同研究を引き続き積極的に行った。</p> <p>実績：○ 大学や民間企業等に対して目標を大きく上回る職員を派遣した。</p> <p>実績：○ 連携大学院や民間企業等から100名を超える多数の研究員や研修生を受け入れた。</p> <p>実績：○ 流動研究員やリサーチレジデントとして4名を受け入れた。</p> <p>実績：○ 若手研究員等の育成を図るため、連携大学院の兼任教授等として、多数の職員を派遣し、指導や講義を行った。</p> <p>実績：○ プール、ヒューマンカロリメーターなど運動実験施設を中心に、大学や研究機関との共同研究や受託研究等を通じた共同利用を積極的に進めた。</p> <p>実績：○ 施設・設備の有効な活用に引き続き努めるとともに、共同利用を進めるため、一部の施設・設備を改修・充実させた。</p>		<p>(委員会としての評定理由) 連携大学院、民間企業等との人材交流や共同研究を積極的に進めるとともに、研究員の重点配置や研究の進捗等に応じて研究費を配分するなど、研究の効果的・効率的な推進に努めたことは評価できる。</p> <p>(各委員の評定理由) ・研究実施体制等の整備に関しては、連携大学院、民間企業等との人材交流や共同研究をすすめるとともに、研究の進捗に応じて研究費を配分するなど、研究の効果的、効率的な推進について中期計画を上回る実績を示した。 ・若手の育成や研究促進の人材交流について、計画を超える実績をあげたと評価する。 ・研究員の重点配置、人材交流や共同研究を進め、共同の効果的、効率的推進に努めた。 ・大学民間との活発な交流は評価できる。 ・研究生の受け入れ、研究者の派遣数は低い、それぞれが実績に結びつか。 ・事務部の活性化は高く評価される。 ・研究職の員数が少ない中で、連携大学院、民間企業等との共同研究が積極的に推進されていることから論文数の増加していること。 ・計画を上回る水準である。 ・自己評価に同意する。</p> <p>(その他意見)</p>

国立健康栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画二年度目）

中期目標	中期計画	年度計画	業務実績
<p>2. 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項</p> <p>(1) 健康増進法に基づく業務に関する事項</p> <p>ア 国民健康・栄養調査の実施に関する事務のうち、集計事務については、「健康日本21」、都道府県健康増進計画等の政策ニーズに適時対応して、迅速かつ効率的に集計を行うこと。 また、外部委託のより積極的な活用、高度集計・解析システムの活用等により効率化を図ること。</p> <p>イ 厚生労働省が収去した特別用途表示及び栄養表示がなされた食品の試験業務を的確に実施する。また、特定保健用食品の関与成分等、新たな食品成分の分析技術及びそれらの分析に用いる食品成分の標準品等を規格化すること。</p>	<p>2. 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 健康増進法に基づく業務に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 国民健康・栄養調査の集計事務については、政策ニーズに対応した迅速かつ効率的な集計を行う。具体的には、当該年度の集計事務を、調査票のすべてを受理してから7ヶ月を目途（ただし、調査項目に大幅な変更が生じない場合に限る）に行う。 また、外部委託、高度集計・解析システムの活用等により、効率的な集計を行うことにより、経費の削減を図る。 さらに、都道府県等が行う健康・栄養調査に対する支援を含めて関連する技術的な事項について、研究所がより積極的に対応する。 特に、平成22年度に行われる都道府県等健康増進計画の最終評価に向けて、調査結果の活用、評価手法等について、平成20年度までに重点的に技術支援を行う。</p> <p>イ 厚生労働省が収去した特別用途食品及び栄養表示がなされた食品の試験業務を的確かつ迅速に実施する。 特別用途食品の許可に係る試験業務について、分析技術が確立している食品成分の試験業務は、検体の受理から試験の回答までを2ヶ月以内に行うことを目指す。 また、分析技術の確立していない特定保健用食品の関与成分等の新たな食品成分への技術的対応については、他登録試験機関での応用も可能な分析技術の規格化及び当該食品成分の標準品の開発の実現を図る。</p>	<p>2. 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 健康増進法に基づく業務に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 国民健康・栄養調査の集計業務については、より一層の効率化と結果発表までの期間の迅速化を図るとともに、調査対象者への結果の返却を速やかに行うように努める。データ収集に携わる行政の担当者等に対して、講習や情報提供などを通じて積極的な技術支援を行う。</p> <p>イ 厚生労働省が収去した特別用途食品及び栄養表示がなされた食品の試験業務及び、特別用途表示の許可などを行うに当たり、申請者の申請に基づく試験の業務を的確、迅速に実施する。特定保健用食品関与成分の分析法、標準品の妥当性等を検討する。試験検査機器の有効利用及び整備を強化して食品試験業務の適正かつ効率的な実施を図る。 特に汎用分析機器を用いたペプチド類、糖アルコール、フラボノイド類、脂質成分等に関する測定技術及び分析値の精度管理を強化し、信頼性の向上を図る。抗酸化能や腸内細菌の16SrRNAによる測定など新規測定方法を開発する。</p>	<p>業務実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年国民健康・栄養調査について、厚生労働省の指示に基づき集計・分析を行い、平成19年8月にその結果を提出した。 平成19年国民健康・栄養調査については、都道府県等からの調査票提出を確認後、順次集計作業を進めている。 当研究所のホームページ上に平成19年国民健康・栄養調査の適正な実施に資する情報を掲載した。 国民健康・栄養調査及び各自治体独自に実施する健康・栄養調査等に関して、技術支援を行った。 栄養摂取状況調査の精度向上及び標準化を主たる目的とした「標準的図版ツール」を試作・試用した。 地方自治体に勤務する行政栄養士等を対象とする技術研修セミナーを全国3か所（奈良県、福岡県、東京都）で開催した。 <ul style="list-style-type: none"> 平成19年度に表示許可申請のあった食品55検体（特定保健用食品35検体、その他の特別用途食品20検体）の確認試験を行うとともに、厚生労働省が収去した健康食品（79検体）の分析を遅滞なく行った。 分析精度管理を行うため、機械器具の保守、試薬等の管理、試験品取扱い及び確認試験実施に関する標準作業書を作成した。併せて、分析方法及び標準品等の見直し・規格化に関する検討を行った。 厚生労働省への特定保健用食品許可申請時の関与成分確認試験に関する申請者からのヒアリング（ヒアリング後も適正な分析法の確立を行うため、必要に応じ面談・電話等に対応）を厚生労働省担当官と共同で実施するとともに、薬事・食品衛生審議会新開発食品評価調査会・調査部会の委員等として特定保健用食品の許可に関わる審査に参画した。（厚生労働省で実施されたヒアリング：11日/年、調査会・部会：計12回/年）

国立健康栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画二年度目）

中期目標		中期計画		年度計画		業務実績	
評価の視点等		自己評価		A		評価	
<p>【数値目標】 —</p> <p>【評価の視点】 ・十分に信頼度の高い集計業務を達成し、結果を出しているか。 ・予定した期間、予算の範囲内で業務を遂行できているか。 ・将来に向けて、集計技術の高度化が図られているか。 ・集計結果の利用者に対して活用のための支援を行っているか。 ・試験業務が適切に行われているか。 ・分析技術の規格化及び標準品の開発に資する成果が得られているか。</p>		<p>健康増進法に基づいて厚生労働省が実施する国民健康・栄養調査や特定保健用食品等の表示許可に係る試験等の業務を適切かつ遅滞なく実施するとともに、精度の維持向上にも努めた。</p> <p>実績：○ 国民健康・栄養調査の調査結果は幅広く利用されることから、その集計・分析において十分に信頼度の高い業務の実施に努めている。とくに、調査の精度向上及び標準化を目的として、標準的図版ツールを試作した。</p> <p>実績：○ ほぼ予定した期間内に、予算の範囲内で業務を遂行した。</p> <p>実績：○ これまでの国民健康・栄養調査で培ってきた集計技術を将来に向けて蓄積している。</p> <p>実績：○ 全国3カ所での技術研修セミナー開催等を通じて、地方自治体の栄養士等に対して、調査結果の活用等のための支援を行った。</p> <p>実績：○ 特定保健用食品等の表示許可申請のあった食品及び厚生労働省が収去した健康食品について、適切かつ迅速に分析等を行った。</p> <p>実績：○ 分析の精度管理のための標準作業書を作成したほか、分析方法及び標準品等の見直し・規格化に関する検討を行った。</p>		<p>A</p>		<p>(委員会としての評定理由) 健康増進法に基づく業務である「国民健康・栄養調査の集計業務」及び「特別用途食品等の分析業務」について、目標に対する実績を着実に上げている。とくに、国民健康・栄養調査の調査技術及び精度の向上を図るため、技術研修セミナーの開催や「標準的図版ツール」を試作・試用したことは評価できる。</p> <p>(各委員の評定理由) ・健康増進法に基づく「国民健康・栄養調査の集計業務」ならびに「特別用途食品等の分析業務」などについて、中期計画を上回る実績を示した。また、調査精度の向上と調査時間の短縮を図るために「標準的図版ツール」を試作・試用した点も評価できる。 ・中期計画にそった着実な実績と評価する。 ・業務を適切に実施し、精度の維持向上に努めた。 ・目標に対する実績を着実にあげており、自己評価どおりでAでよいと考える。 ・目立たない分野・作業だが、国民の健康増進の基礎となる業務を着実にこなした。 ・質的かつ量的に高い目標をクリアしていると判断する。 ・国民健康・栄養調査の精度を上げるためには調査員の質の向上は必須であり、技術研修セミナーの開催を行っているが、さらに期待したい。 ・計画に合致した水準である。 ・集計業務は目標を達成している。また、技術の高度化に努めている点を評価する。</p> <p>(その他意見) ・公的意義の高い国民健康・栄養調査について、その質の向上に寄与する取り組みがされたと評価。 ・国民健康・栄養調査の精度向上及び標準化は重要課題である。調査結果の活用等支援は評価できる。</p>	

国立健康栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画二年度目）

中期目標	中期計画	年度計画	業務実績
<p>(2) 社会的・行政ニーズへの対応に関する事項</p> <p>ア 関連機関等と定期的な情報交換の場を設け、社会的・行政ニーズを把握すること。</p> <p>イ ホームページ等を通じて国民からのニーズを把握すること。</p>	<p>(2) 社会的・行政ニーズへの対応に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 健康・栄養に関連する団体、大学、民間企業等から直接的に研究所に対する要望等を伺う機会を年6回程度設け、社会的ニーズを把握する。さらに、業務関連行政部局との間で、定期的な情報及び意見等を交換する場を設け、行政ニーズを把握する。 また、国、地方自治体、国際機関等より、専門的な立場からの技術的な協力、指導等の求めには積極的に応じて研究員を派遣し、研究所における調査及び研究の成果が適切に施策等に反映できるよう努める。</p> <p>イ 研究所に対する意見、要望等をホームページやセミナー等の参加者を通じて把握し、その内容を検討し、可能な限り業務に反映させる。</p>	<p>(2) 社会的・行政ニーズへの対応に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 社会的ニーズを把握するため、健康・栄養に関連する団体、大学、民間企業等との意見交換会を年6回程度設ける。「栄養・食生活」、「食品」、「運動・健康づくり」及び「医学関係（特に生活習慣病予防医学領域）」の4つの分野から偏り無くニーズを把握する。特に、研究所は国民生活に密着した分野を対象としており、国民に成果を還元することが重要であることから、現場に近い人々（利用者等）から、具体的なニーズ等の把握に努める。 行政ニーズを適時把握するために、厚生労働省生活習慣病対策室、新開発食品保健対策室、内閣府食育推進担当等と情報交換・意見交換を行う。 また、国、地方自治体、国際機関等からの技術的な協力依頼に応えるために、各種審議会、検討会等に専門委員として職員を派遣し、行政ニーズの把握を図る。</p> <p>イ ホームページ上で意見、要望等を収集するための新たなコミュニケーションチャンネル（『健康・栄養フォーラム（仮称）』など）の設置を検討する。</p>	<p>・下記の7団体・機関との意見交換会を実施するとともに、以前から協力関係にある団体等（職能団体、大学、研究機関）との情報交換及び連携を継続した。</p> <p>1) NPO法人日本健康運動指導士会 2) 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所 3) 財団法人日本健康・栄養食品協会 4) 独立行政法人国民生活センター 5) 社団法人日本栄養士会行政栄養士協議会 6) 財団法人健康・体力づくり事業財団 7) 健康食品管理士認定協会</p> <p>・厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室、同医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室、並びに内閣府共生社会政策担当食育推進チームとの間で、実務者レベルでの情報及び意見交換会を行い、行政ニーズに適宜対応した業務体制を整えたとともに、平成20年度計画に反映させた。</p> <p>・国の各種審議会、検討会の委員として、当研究所の職員を派遣し、「運動基準・運動指針の策定」、「標準的な健診・保健指導のあり方」、「特定保健用食品の審査」、「食育の推進」、「健康日本21の中間評価」等の行政上の重要課題に対応した。</p> <p>・また、地方自治体や国際機関（WHO、OECD、CODEX委員会等）に対しても職員を派遣し、技術的な支援・協力を行った。</p> <p>・国民の消費生活における安全・安心を確保するため、独立行政法人国民生活センターとの間で、情報の共有や商品テスト等における技術協力などについて、相互に連携・協力を行えるよう合意文書を取り交わした。〔資料⑮〕</p> <p>・ホームページ上で意見、要望等を収集するための新たなコミュニケーションチャンネル（『健康・栄養フォーラム』）を開設し、平成19年12月から試験的運用を開始した。 また、公開セミナー参加者へのアンケート調査等により、当研究所に対する国民の意見、要望の聴取を行った。</p>
<p>評価の視点等</p>	<p>自己評価</p>	<p>評定</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>(委員会としての評定理由) 中期計画どおりと評価するが、関係団体や行政機関との意見交換、国の審議会への参加等を通じて対応に努めているものの、その具体的な内容を明らかにするとともに、国民との接点をより重視した対応が求められる。</p> <p>(各委員の評定理由) ・社会的・行政ニーズへの対応に関しては、関係団体等との意見交換会等の実施や、国の審議会、検討会への委員派遣、行政部局との情報交換などによる対応は、中期計画を上回る内容であるといえる。 ・中期計画通りの実績と判断した。 ・関係団体、行政機関との意見交換等を通じて、社会的ニーズ、行政ニーズに対応している。 ・関係団体との連携協力は回数より内容がどうだったのか。 ・概ね中期計画に合致している。 ・関係団体、行政機関との意見交換会が実務者レベルのニーズ把握次年度の計画に反映されていること。 ・計画を上回る水準を認められる。 ・目標を概ね達成しているのでB評価。特記事項なし。</p> <p>(その他意見) ・社会・行政からのニーズの把握の部分に具体性が乏しい。どんなニーズがありどう対応されたかが見えない。 ・国民（小児から高齢者まで）との接点をもっと重視した対応が求められる。</p>
<p>【数値目標】</p> <p>・健康・栄養に関連する団体、大学、民間企業等との意見交換会を年6回程度設ける</p>	<p>関係団体、行政機関との意見交換会の開催、審議会等を通じた国や地方自治体等に対する技術的な支援・協力などを通じて、国民や行政ニーズを把握するとともに、それを業務に反映させるよう努めた。</p> <p>平成19年度は、7団体・機関との意見交換会を行ったほか、4つの連携大学院との連携を深めた。</p>		
<p>【評価の視点】</p> <p>・関係機関等との情報及び意見交換はどのような状況か。</p> <p>・行政部局との意見及び情報交換はどのような状況か。</p>	<p>実績：○ 関係する7団体との意見交換会を実施した。</p> <p>実績：○ 当研究所の業務を所管する厚生労働省及び内閣府の担当官と実務者レベルでの意見交換会を実施し、行政ニーズに対応した業務体制を整えた。</p>		
<p>・国、地方自治体、国際機関等への技術的な協力等はどのような状況か。</p>	<p>実績：○ 当研究所の職員が国の各種審議会、検討会等の委員として参加し、行政上重要な課題について技術的な協力を行うとともに、地方自治体やWHO、OECD等の委員会へも参画した。</p>		
<p>・社会・行政からのニーズを把握し、研究・業務等にどのように反映しているか。</p>	<p>実績：○ 公開セミナー等の参加者へのアンケート調査や当研究所ホームページを通じて国民の意見、要望を聴取し、その内容を職員が共有するなどにより、業務の改善につながるよう努めた。（業務実績「情報発信の推進に関する事項を達成するための措置」(P.18)参照)</p>		

国立健康栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画二年度目）

中期目標	中期計画	年度計画	業務実績
<p>(3) 国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項</p> <p>ア 国際栄養協力体制を充実強化し、特にアジア地域における国際貢献と学術的ネットワークの構築を行うことにより、国際社会における役割を果たすこと。</p> <p>イ 産学連携推進機能の強化、寄附研究部門の充実等により、産学連携をより一層進め、研究成果の社会への還元と知的財産の獲得を目指すこと。</p>	<p>(3) 国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア アジア諸国との間で、栄養調査、栄養改善及び健康づくり等に関する共同研究において中心的な役割を果たすとともに、WHO西太平洋地域における協力センターの設置（平成19年度を目標）に向けての準備を行う。 また、研究者養成及び共同研究の促進を図るため、「国際栄養協力若手外国人研究者招へい事業」により年間2名程度の若手研究者に研究所での研修機会を提供するとともに、アジア地域の研究者を交えたシンポジウムの開催等を行い、アジア地域における栄養学研究基盤の強化に寄与する。</p> <p>イ 民間企業、大学等の複合的な連携を強化するとともに、寄附研究部門の充実を図る。 これにより、研究所の研究成果と社会ニーズの橋渡し、新たな展開・応用を図るとともに、知的財産の獲得を積極的に行う。</p>	<p>(3) 国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア アジア諸国との間で、栄養学研究の発展につながる共同研究及び人材育成を積極的に行う。研究交流を推進する観点から、国際栄養協力若手外国人研究者招へい事業を活用し、年間3名（マレーシア2名、バングラデシュ1名を予定）の若手研究者を受け入れる。 また、WHO、CODEX委員会等との協力関係を強化し、関連する会議に研究員を派遣する。 国民健康・栄養調査、運動基準及び指針、食事摂取基準並びに食事バランスガイド等、我が国の栄養、運動施策上の重要なガイドラインについて、ホームページ上に英語での情報発信に努め、海外からのニーズに的確かつタイムリーに応える。</p> <p>イ 寄附研究部（ニュートラシューティカルズプロジェクト）については、ヒトを対象とした実験研究を進め、新たな科学的知見、知的財産、商品開発に向けた取組を行う。 また、これまでに強化してきた企業との共同研究の成果を踏まえ、新たな寄附研究プロジェクトの開始に向けて準備を行う。</p>	<p>・第3回アジア栄養ネットワークシンポジウムを平成20年3月1日に主催し、韓国、フィリピン、ベトナム、マレーシア及び日本における国レベルでの栄養調査システムについて議論するとともに交流を深めた。 ・「若手外国人研究者招へい事業」により、マレーシア（2名）及びバングラデシュから研究者を受け入れ、受入研究者との共同研究を進めた。〔資料⑨〕 ・「日本人の食事摂取基準(2005年版)」の英語概要版、「健康づくりのための運動基準2006」及び「エクササイズガイド2006」の英語版、中国語版、韓国語版を作成し、研究所ホームページから情報発信した。 ・「国際栄養拠点ネットワーク」を構築するために、外部の有識者を含めた検討会を行い、国内の人材育成、情報交換等を行った。 ・国際機関からの要請に応じて、OECDの会議（1回）、WHOのワークショップ（1回）、CODEX委員会（食品規格委員会）の会合（1回）に職員を派遣した。</p> <p>・平成19年度は、ニュートラシューティカルズプロジェクトと他のプロジェクトの共同研究として、新しく開発された食品素材（大豆胚芽発酵物）の骨代謝及び脂質代謝における有効性を検証するため、ヒトを対象とした無作為比較試験を実施した。 骨代謝及び脂質代謝への影響と併せて、閉経後のエストロゲン減少が影響を及ぼすと考えられている血管系及び口腔内環境への影響について評価を行う予定である。</p>
<p>評価の視点等</p>	<p>自己評価</p>	<p>評価</p>	<p>自己評価</p>
<p>【数値目標】</p> <p>・「国際栄養協力若手外国人研究者招へい事業」により年間2名程度の若手研究者に研究所での研修機会を提供する</p>	<p>アジア諸国とのネットワーク構築、若手研究者の受け入れ、英語版ホームページを通じた情報提供などによる国際協力を推進するとともに、産学官連携による共同研究や研究者の交流等を通じて社会還元や知的財産の獲得に努めた。</p>	<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>第三回アジアネットワークシンポジウムの開催、若手外国人研究者の招へいなど国際協力を進めるとともに、民間企業と共同でニュートラシューティカルズプロジェクトを推進するなど、ほぼ中期計画に沿った対応が行われた。</p>	<p>平成19年度は、2カ国から3名の若手研究者の受け入れを行った。</p>
<p>【評価の視点】</p> <p>・アジア地域の研究機関との交流・連携はどのような状況か。</p>	<p>実績：○</p> <p>第3回アジア栄養ネットワークシンポジウムの開催をはじめ、国際栄養拠点ネットワークの構築など、アジア地域の研究機関との交流・連携を図った。</p>	<p>(各委員の評定理由)</p> <p>・国際協力、産学連携等対外的な業務に関しては、ほぼ中期計画に沿った活動が行われた。 ・中期計画にそった実績と判断。 ・概ね中期計画に合致している。 ・18年度の水準である。</p>	<p>実績：○</p> <p>アジア地域からの若手研究者の受け入れをはじめ、流動研究員制度や連携大学院制度を活用した若手研究者の育成を図った。</p>
<p>・若手研究者の育成や共同研究の推進のために、どのような取り組みが行われているか。</p>	<p>実績：○</p> <p>英語版ホームページ等を通じて、我が国の食事摂取基準、運動や栄養に関するガイドライン等の情報提供に努めた。</p>	<p>(その他意見)</p> <p>・産学連携の寄附研究部門の研究内容については、必ずしも独立行政法人で取り組む必要があるとはいえないのではないか。研究資金の獲得という意味での実績にはなるが、健栄研が、民間企業の商品開発に対して「お墨付き」を与えることに利用されないように研究内容に関して十分な検討が必要ではないだろうか。 ・特定の企業との連携により公共性を欠かないような工夫が必要と考える。 国際的な展開にはさらに努力していただきたい。 ・寄附研究の成果としてサプリメントの発売というが、研究所にとっての成果は論文だけでよいのか。 ・会議などの参加にとどまらず、健康と栄養に関するアジア地域の中核機関としての地歩を固めることを強く望みたい。 ・アジア地域の研究者との交流が少なすぎる。国としても大国である中国やインドが入っていない。努力すべきである。</p>	<p>実績：○</p> <p>寄附研究部における産学連携による研究をはじめ、産学との共同研究や研究者の派遣、受け入れ等を通じて研究成果の還元や特許等の知的財産権の取得及び実施に努めた。</p>
<p>・海外に向けての情報発信は適切に行われているか。</p>	<p>実績：○</p> <p>英語版ホームページ等を通じて、我が国の食事摂取基準、運動や栄養に関するガイドライン等の情報提供に努めた。</p>	<p>(その他意見)</p> <p>・産学連携の寄附研究部門の研究内容については、必ずしも独立行政法人で取り組む必要があるとはいえないのではないか。研究資金の獲得という意味での実績にはなるが、健栄研が、民間企業の商品開発に対して「お墨付き」を与えることに利用されないように研究内容に関して十分な検討が必要ではないだろうか。 ・特定の企業との連携により公共性を欠かないような工夫が必要と考える。 国際的な展開にはさらに努力していただきたい。 ・寄附研究の成果としてサプリメントの発売というが、研究所にとっての成果は論文だけでよいのか。 ・会議などの参加にとどまらず、健康と栄養に関するアジア地域の中核機関としての地歩を固めることを強く望みたい。 ・アジア地域の研究者との交流が少なすぎる。国としても大国である中国やインドが入っていない。努力すべきである。</p>	<p>実績：○</p> <p>寄附研究部における産学連携による研究をはじめ、産学との共同研究や研究者の派遣、受け入れ等を通じて研究成果の還元や特許等の知的財産権の取得及び実施に努めた。</p>
<p>・研究成果が、社会への還元や知的財産の獲得にどのように結びついているか。</p>	<p>実績：○</p> <p>寄附研究部における産学連携による研究をはじめ、産学との共同研究や研究者の派遣、受け入れ等を通じて研究成果の還元や特許等の知的財産権の取得及び実施に努めた。</p>	<p>(その他意見)</p> <p>・産学連携の寄附研究部門の研究内容については、必ずしも独立行政法人で取り組む必要があるとはいえないのではないか。研究資金の獲得という意味での実績にはなるが、健栄研が、民間企業の商品開発に対して「お墨付き」を与えることに利用されないように研究内容に関して十分な検討が必要ではないだろうか。 ・特定の企業との連携により公共性を欠かないような工夫が必要と考える。 国際的な展開にはさらに努力していただきたい。 ・寄附研究の成果としてサプリメントの発売というが、研究所にとっての成果は論文だけでよいのか。 ・会議などの参加にとどまらず、健康と栄養に関するアジア地域の中核機関としての地歩を固めることを強く望みたい。 ・アジア地域の研究者との交流が少なすぎる。国としても大国である中国やインドが入っていない。努力すべきである。</p>	<p>実績：○</p> <p>寄附研究部における産学連携による研究をはじめ、産学との共同研究や研究者の派遣、受け入れ等を通じて研究成果の還元や特許等の知的財産権の取得及び実施に努めた。</p>

国立健康栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画二年度目）

中期目標	中期計画	年度計画	業務実績
<p>(4) 栄養情報担当者（NR）制度に関する事項</p> <p>栄養情報担当者（以下「NR」という。）が社会的役割を果たすことができるよう、研修や情報提供等を通じてその質的向上を図るとともに、実際の業務内容のモニタリング等を行い、制度や研究所の関与のあり方について検討すること。</p>	<p>(4) 栄養情報担当者（NR）制度に関する事項を達成するための措置</p> <p>栄養情報担当者（以下「NR」という。）が、保健機能食品等の利用に関して、消費者に適切に情報を提供し、消費者が気軽に相談できる者となるよう、研修や情報提供等を通じてその質的向上を図る。</p> <p>また、中期目標期間開始より3年以内に、NRの実際の業務内容、社会でのあり方についてモニタリングを行う。この結果に基づき、制度のあり方や研究所の係わりについて検討を行い、中期目標期間終了までに結論を得る。</p> <p>NR事務業務について、効率的かつ確かな業務が実施できるよう見直しを行う。また、外部委託が可能な業務については、アウトソーシングを行う。</p>	<p>(4) 栄養情報担当者（NR）制度に関する事項を達成するための措置</p> <p>NRは、平成18年度までに1,898名を輩出している。NRのスキルアップを図るとともに、社会的なニーズに対応したトピックスを含む最新の情報提供等を行うため、全国6カ所において研修会を実施する。</p> <p>NR認定試験等は、外部有識者の協力の下、的確かつ公正に実施する。また、管理栄養士養成施設等において、NR養成講座指定への要望が多いことから、講座の質の向上に努める。NR数、NR受験者数及び養成講座数の増加に対応して、的確かつ効率的に事務が運営できるよう人員の配置を行う。また、アウトソーシングによる効率性の向上が期待できる業務についてはアウトソーシングを行う。</p> <p>NR制度のあり方の検討については、外部の有識者による委員会において検討を行い、平成19年度末までにとりまとめる。</p>	<p>・公平・公正な制度運用を期すために、外部有識者を加えたNR認定委員会を設置・開催し、厳格な試験を実施した。平成19年度に実施した「第4回栄養情報担当者（NR）認定試験」（平成19年6月17日実施）では、新たに784名のNR（受験者数1,633名、合格率48.0%）が誕生し、累計で2,682名にNRの資格を付与した。また、第5回資格確認試験（平成19年11月11日；東京）では、受験者数317名、合格者125名（合格率39.4%）であった。〔資料⑩〕</p> <p>・養成講座については、平成19年度に新たに6講座を指定し、全国における講座数は計37講座となった。</p> <p>・NRのスキルアップの一環として、当研究所が主催する研修会を全国6カ所（平成17年度より2カ所増）で開催した。〔資料⑪〕</p> <p>・NRの活動状況等の現状と課題を踏まえ、NR制度をさらに発展させるとともに、社会的ニーズに対応した環境を整備するため、外部有識者を加えた「NR制度のあり方検討委員会」を立ち上げ、平成18年3月に第一回準備会合を行って以降、平成19年度中に2回の委員会を開催した。平成20年度に委員会意見の最終とりまとめを行う予定である。</p> <p>・今後のNRの増加に対応するため、栄養情報担当者（NR）名簿をデータベース化するなど、データ整備を進めた。</p> <p>・NR試験監督業務について、費用対効果の観点から、一般競争入札による外部委託を行った。</p> <p>・NR認定試験合格者への認定証の早期発行を行うため、認定証を従来の外注作成から内部作成に切り替えることにより、発行時間の短縮及び経費の削減を図った。</p>
評価の視点等	自己評価	A	評定 B
<p>【数値目標】</p> <p>—</p> <p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NR認定試験の実施状況や養成施設の状況はどのようなものか。 ・NRの質的向上を図るためにどのような支援を行っているか。 ・NR制度への研究所の関与のあり方を検討しているか。 ・NR事務業務の見直しは、効率的かつ確かな業務ができるよう行われているか。 	<p>健康食品に関する適切な情報を国民に提供できるよう、NR制度の適正な運用を図るとともに、NRの資質向上に努めた。また、国民のニーズに対応したNRの今後のあり方について検討を進めた。</p> <p>—</p> <p>実績：○ NR認定試験は年1回実施しているが、外部機関によるNR養成講座は平成19年度に6講座増加した。</p> <p>実績：○ NR資格保有者を対象に、全国6カ所で当研究所主催の研修会を開催するなど、NRの資質向上を図った。</p> <p>実績：○ NR制度の現状と課題を踏まえ、社会的ニーズに対応したNR制度あり方及び当研究所の関与のあり方について検討委員会を設置して検討を行った。</p> <p>実績：○ NR事務業務が効率的かつ確かに実施できるよう、専任の職員を配置するとともに、NR名簿のデータベース化や認定証の内部作成等の改善策を講じた。</p>	A	<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>これまで4回に亘る認定試験が実施され、認定者が順調に増え続けるなど、着実に制度の定着が図られていることを踏まえ、NRの実際の業務内容及び社会での活動状況についてのモニタリング、並びに制度のあり方や研究所の関わりについて検討結果を示す必要がある。</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養情報担当者（NR）制度に関しては、認定者が順調に増え続け、制度の定着が図られている。中期計画を上回るペースと評価できるが、課題もある。 ・中期計画通りの実績と評価。 ・NR制度との定着に向け、着実に課題が遂行されている。 ・計画に合致した成果である。 ・NRの成果がこれまで十分でないが、目標は概ね達成している。 ・NR制度の適正な運用を図り、NRの資質向上に努めた。 ・NRの実際の業務内容、社会でのあり方についてのモニタリングと、制度のあり方や研究所の関わりについての検討経過を近いうちに示すことが必要である。 <p>(その他意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NRの質の向上やフォローアップに取り組んでいる状況はわかるが、依然として、養成したNRの具体的な活動状況、社会に対する貢献は見えない。 ・NRがどう社会ニーズにこたえているのか、まだ見えにくい。 ・NR制度はまだスキルアップに努める状態だが、もうそろそろ成果を出すべきだろう。

国立健康栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画二年度目）

中期目標	中期計画	年度計画	業務実績
<p>3. 情報発信の推進に関する事項</p> <p>(1) 研究所として総合的な情報発信を行うための体制を強化し、対外的な業務の推進を図ること。</p> <p>(2) 研究所の活動状況に関する情報をホームページを介して広く公開すること。</p> <p>(3) 研究所の諸活動及び研究業績については、研究所報告やニュースレターの刊行及び電子メディアでの配信により公開すること。</p> <p>(4) 研究所の諸規程、職員の公募等、必要な情報開示は、ホームページ等を活用し積極的に行うこと。</p>	<p>3. 情報発信の推進に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 研究所として総合的な情報発信を行うとともに、対外的な業務の推進を図るための組織整備を行う。</p> <p>(2) ホームページに研究所の活動状況を積極的に配信し、ホームページの掲載内容をより充実させる。 ホームページアクセス件数は、中期目標期間中、毎年50万件程度を維持させる。</p> <p>(3) 研究所の諸活動及び研究業績については、毎年度1回研究報告としてとりまとめるとともに、最新の研究成果やトピックス等を紹介したニュースレターを年4回刊行する。 また、これらについては、ホームページ上で公開するとともに、電子メディアでの配信も行う。</p> <p>(4) 研究所の諸規程、職員の公募等、必要な情報開示は、ホームページ等を活用し積極的に行う。</p>	<p>3. 情報発信の推進に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 情報センターにおいて、引き続き、所内各プログラムにおける研究成果及び研究所内外の関連情報を集約・加工し、国民が適切な運動・食生活を実践するために必要な情報の提供を行う。</p> <p>(2) コンテンツマネジメントシステム、メールマガジン等の運用により、研究所の活動内容・成果等を積極的に配信するとともに、ホームページの内容全般について、最新情報の追加・更新を精力的に行う</p> <p>(3) 研究所の活動及び研究業績を年1回研究報告として刊行する。 また、研究所のプロジェクト紹介や研究成果をわかりやすくまとめた、『健康・栄養ニュース』を年4回（季刊）発行し、ホームページ上で公開するとともに、電子メディアでの配信も行う。</p> <p>(4) 研究所の諸規程、職員の公募等、必要な情報開示は、ホームページ等を活用し積極的に行う。</p>	<p>・当研究所の公式ホームページ、及び「健康食品の安全性・有効性情報」、「健康栄養情報基盤データベース」、「えいようきつず」をはじめとする各種サイトの維持管理及び内容の更新を行うとともに、情報システムのセキュリティの向上及び健康食品等に対する消費者の関心の高まりに対応すべく、平成19年度には「健康食品の安全性・有効性情報」サイトのシステム更新を行い、より効果的な情報の伝達及び利便性の向上を図った。〔資料⑤〕</p> <p>・また、幅広く国民からの意見・質問等を集めるとともに、これらを情報発信するために「健康・栄養フォーラム」、文献データベース「健康・体力づくりと運動に関するデータベース」等の新規サイトを構築し、当研究所各プログラムの研究成果・関連情報を公開・提供した。</p> <p>・研究所の活動状況を配信するための新たなコンテンツマネジメントシステムを「健康・栄養フォーラム」の一部として試験的に運用を開始した。 平成19年度の当研究所ホームページのトップページへのアクセス件数は約33万7千件（1日平均922件）、また「健康食品の安全性・有効性情報」サイトについては、約212万3千件（1日平均5,800件）のアクセスがあった。</p> <p>・研究業績のデータベース及びその入力・閲覧・検索・集計システムの維持管理を行うとともに、平成19年度の研究・業務実績を取りまとめ、研究報告（年報）として刊行した。 ・研究成果等をまとめた「健康・栄養ニュース」を4回発行するとともに、それをPDF化してホームページ上で公開した。さらにニュースレターとして希望者（約1200名）に電子配信した。〔資料①a～d〕</p> <p>・研究所の諸規定、職員の公募等に関する情報を、ホームページ上で積極的に開示した。</p>

評価の視点等	自己評価	A	評価	A
	<p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ホームページのアクセス件数は、中期目標期間中、毎年50万件程度を維持させる <p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究成果等の情報はタイムリーに発信されているか。 内容をわかりやすく充実したものにする取り組みはどのような状況か。 発信される情報のコンテンツの評価は行われているか。 ホームページへのアクセス状況はどのようなものか。 諸規程等研究所運営に関する情報は、遅滞なく開示が行われているか。 	<p>ホームページやニュースレター等を通じて、当研究所の研究成果や国内外の健康・栄養・食品に関する情報を迅速かつ積極的に発信した。</p> <p>ホームページのアクセス件数は、年間212万件を超え、目標を大きく上回った。</p> <p>実績：○ 研究報告を年1回刊行、「健康・栄養ニュース」を年4回発行するとともにホームページ上で公開するなど、研究成果のタイムリーな発信に努めた。</p> <p>実績：○ ホームページ及び「健康・栄養ニュース」については、内容をできるだけわかりやすいものとするよう努めた。</p> <p>実績：○ 情報管理委員会により、随時内容の評価及び見直しを行った。</p> <p>実績：○ 19年度におけるトップページのアクセス件数は33万件、「健康食品の安全性・有効性情報」サイトには、212万件を超えるアクセスがあった。</p> <p>実績：○ 研究所運営に関する諸規程、職員の公募情報などをホームページ上で積極的に公開した。</p>		<p>（委員会としての評定理由） ホームページやニュースレター等を通じて積極的に実施されている。ホームページについては、「健康食品の安全性・有効性情報」をはじめ、アクセス件数が非常に多いことは評価できる。</p> <p>（各委員の評定理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画を超えた実績と評価。 情報発信の推進に関しては、ホームページへのアクセスが最重要と思われる。そのアクセス件数は中期目標の年間50万件に対し、平成19年度は年間212万件と、中期計画を上回っている。とくに「健康食品の安全性・有効性情報」のコーナーのアクセス件数が多い。 情報を積極的に発信している。 安全性・有効性に対する国民の疑問に良く答えている。 情報発信は堅実に実施されている。概ね中期計画に合致している。「健康・栄養フォーラム」の開設を評価する。 ホームページやニュースレター等により情報を適切に行っていること。 中期計画を大幅に上回るアクセス件数であり、インターネット利用に対する位置づけも優れている。 目標を達成したが、情報発信における新しい工夫が欲しい。 <p>（その他意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> HPを介して、公平な判断と科学的根拠に基づいた「健康食品の安全性・有効性情報」を積極的に提供している点は、国民にとって大いに有用と考える。 HPのアクセスが高いのは評価できる。関心の強さに対応できるさらなる中身の充実を期待したい。 コミュニケーション・チャンネル「健康・栄養フォーラム」が開設されたが、広く国民各層との双方向の情報提供、情報共有によって新たな成果と、新たなニーズ把握のすすむことが期待される。

中期目標	中期計画	年度計画	業務実績
<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は次のとおりとする。</p> <p>1. 運営体制の改善に関する事項</p> <p>(1) 研究所の意思決定と運営を機動的かつ効率的に行うことができるよう、役員組織と研究部門及び事務部門との間の連絡を密にし、執行体制を強化すること。</p> <p>(2) 研究企画及び評価に関わる機能及び体制の強化を図り、研究業務の包括的、計画的な実施を進めること。</p>	<p>第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置</p> <p>1. 運営体制の改善に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 研究所の意思決定と運営を機動的かつ効率的に行うことができるよう、役員組織と研究部門及び事務部門との間の連絡調整を密にし、執行体制を強化する。</p> <p>また、研究所運営に対する研究所職員の意識を高めるため、研究所運営に関する必要な情報の共有化を図る。</p> <p>(2) 研究部門間での連携を強め、異なる研究分野からの情報や研究手法を積極的に利用して戦略的な事業の立案・実施を図る。</p>	<p>第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置</p> <p>1. 運営体制の改善に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 意思決定の迅速化を図るため、権限と責任を明確にした組織運営を行う。</p> <p>人員や研究資源の配置を適正に行うことを含めて、研究所の重要な経営判断に関する審議は、役員及び各プログラムリーダー、事務部長等から構成される運営会議で行う。</p> <p>研究成果が最大限あげられるよう、各プログラムで行われている業務の特性を理解し、効率的、効果的な研究支援体制を作る。経営管理に関する理念と運営に関して、研究員の理解を促すとともに、管理部門と研究部門間の情報の共有化を促進する。</p> <p>また、研究及び技術的事項について、各プログラム相互の連携を強化するため、毎週プログラムリーダー会議を行う。プログラムリーダーは、研究所の方向性、学術動向、社会的ニーズを理解した上で、各プロジェクトのスタッフにこれら重要事項を伝え、プログラムで実施されている業務について、何を目標として研究を行うべきか、共通意識を持たせるようにする。</p> <p>(2) 6プログラム及び2センター間において、専門領域が異なる研究者が、それぞれの研究内容及び成果を知るために、定期的な所内セミナーや研究会を通じて、活発な発表及び討議を行う。</p> <p>また、プログラムリーダーは、各プログラムの活動内容、成果について、組織横断的で、より統合された研究に向け戦略的な立案を行う。</p>	<p>・研究所の重要な経営判断については、平成18年度に新たに設置した理事長、理事、研究企画評価主幹、プログラムリーダー、センター長及び事務部長で構成される運営会議において審議することとし、また法律に基づく2業務及び健康食品情報関連プロジェクトについては当研究所として重点的に取り組むべき課題であることから、それらのプロジェクトリーダーを運営会議の準構成員として、研究所運営の重要事項に関する意思決定及び情報共有を行った。また、運営会議の議事内容等については、職員に対して周知を図った。</p> <p>・研究企画委員会及びプログラムリーダー会議、並びに各種委員会の開催等を通じて情報共有やプログラム相互の理解と連携を図り、研究成果の向上及び効率的・効果的な研究支援体制づくりを目指した。また、所内イントラネットの電子掲示板等を用いた情報の共有等を通じて、研究所の方向性や学術的動向、社会的ニーズなど研究所内外の状況について全職員が重要な事項を理解し、必要な行動をとることができるように努めた。</p> <p>・プログラムリーダーは、プログラムリーダー会議等を通じて、各プログラム相互の連携の強化を図るとともに、より効率的かつ確実な業務遂行に向けた体制へ充実強化するため、各プロジェクトのスタッフに重要事項を伝達し、共通の認識を持たせるよう指導した。</p> <p>・所内セミナーを、原則として月2回程度開催し、研究職員（常勤）は少なくとも年1回は研究報告を行うとともに、研究所外から各分野で顕著な業績を有する研究者を招いて、研究交流を行った。特別研究員については、年1回の研究報告の機会を設けた。</p> <p>・また、研修生を含めた若手研究者とベテランの研究者等がより自由な雰囲気の中で研究に関する議論や交流を深めることができるよう、ほぼ毎週夕刻に研究会を開催した。</p>

国立健康栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画二年度目）

中期目標	中期計画	年度計画	業務実績
<p>(3) 業務の確実な実施のため、各研究・業務に関する内部進行管理及び評価を行うこと。</p> <p>(4) 法人運営に関して透明性を確保するとともに、国民に向けての説明責任を全うするため、広報体制を強化し、迅速な情報公開に努めること。</p> <p>(5) 外部資金の獲得に積極的に取り組むとともに、経費節減や現況資源の有効利用を進めること。</p>	<p>(3) 調査及び研究業務の効率的かつ確実な推進を図るため、所内報告会等により各業務の進捗状況を把握し、適切な評価を行い、その結果を計画的・効率的な業務の遂行に反映させる。 また、所内イントラネットを活用し、業務の進捗状況管理等の効率化を図る。</p> <p>(4) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に則り、積極的な情報公開を行う。</p> <p>(5) 研究所の経営基盤の安定化のため、外部資金の獲得に積極的に取り組むとともに、経費の節減や研究所の所有する設備等の有効利用を進める。</p>	<p>(3) 各プロジェクトにおける研究及び業務については、それらを統括するプログラムリーダーが進捗状況を把握し、プログラムリーダー会議や運営会議において、報告を行う。また、定例セミナー等で各プロジェクトの進捗、成果を把握し、評価を行う。さらに、所内公開でプログラムリーダーからの報告会（年2回）及び全プロジェクトリーダーからの報告会（年1回）を行う。 所内イントラネットを活用し、業務の進捗状況管理を行うとともに、各プログラム間、事務部門との情報の共有化を促進する。</p> <p>(4) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に則り、文書を適正に管理し、積極的な情報公開を行う。</p> <p>(5) 研究所の経営基盤の安定化を図るため、競争的研究資金や、受託研究など外部資金の獲得に積極的に取り組む。 また、経費の節減や研究所の所有する設備等の有効利用を進める。</p>	<p>・プログラムリーダーは、プログラムリーダー会議や運営会議等において、研究の計画、進捗状況等の情報の共有に努めた。</p> <p>・各プログラムの研究及び業務の進捗状況の把握・管理に加えて、予算の執行状況（運営費交付金、外部からの競争的資金、受託収入等）についても、所内イントラネットを通じて把握できるよう、新たにシステムを構築した。また、電子掲示板を活用して、各プログラム及び事務部においてスケジュールの進捗状況の管理や研究関連情報の共有を図った。</p> <p>・厚生労働科学研究費補助金及び文部科学研究費補助金による研究業務を円滑に進めるためには執行状況を常に把握する必要があることから、執行管理システムを事務職員が開発し、運用を開始した。〔資料⑯〕</p> <p>・平成14年10月に施行された「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）」等に基づき、当研究所においては、重点調査研究、基盤研究等の研究成果をはじめ中期計画、諸規程等の情報を研究所ホームページで公開している。平成18年12月には、関係規程の開示の方法及び手数料の改正を行った。</p> <p>・当研究所の情報公開は、情報公開窓口（事務部庶務課庶務係）において受け付け、平成19年度は請求件数1件であった。さらに、研究所ホームページ上での法人ファイル管理簿等の公開も行っている。</p> <p>・研究所の経営基盤の安定化を図るとともに、社会的ニーズに対応した質の高い研究を行うため、競争的研究資金等の獲得に取り組んだ。〔資料⑱〕</p> <p>・また、経費の節減を図るため、新たな備品等の調達を極力控えるなど、無駄のない適正な執行に努めた。</p> <p>・運動実験施設（プール、運動フロア、各種運動機器）、ヒューマンカロリメーター、骨密度測定装置等について、外部の利用や共同研究、受託研究等での利用を促進し、有効利用を図った。</p>

評価の視点等	自己評価	A	評価	A
	運営会議や各種委員会等を通じて役員、研究部門、事務部門の連絡調整や情報共有を図るとともに、職員による新たな予算執行管理システムの開発・導入等により、効率的な業務進行管理に努めた。		(委員会としての評定理由) 運営会議、プログラムリーダー会議等により、中期計画に沿った運営体制の改善及び効率化が確実に図られている。また、内部の進行管理や評価の体制を確立するとともに、所内セミナーや研究交流会等を通じて職員間の情報や意識の共有が進められていることは評価できる。	
【数値目標】 -	-			
【評価の視点】 ・役員、研究部門及び事務部門間の連絡調整、執行体制は十分に強化されているか。 ・研究所運営に関わる情報の共有化は十分に図られているか。	実績：○ 運営会議、研究企画委員会等を頻回に開催するなどにより、役員、研究部門及び事務部門の連絡調整及び執行体制の強化に努めた。		(各委員の評定理由) ・業務運営の改善及び効率化に関しては、安定した業務運営が図られており、中期計画を上回る成果があらわれている。 ・中期計画にそった堅実な評価。 ・運営会議、プログラムリーダー会議等により運営体制の改善が図られている。 ・目標に対する実績を着実にあげており、自己評価どおりでAでよいと考える。 ・所内セミナー、研究交流会など情報の共有化は進んでいる。 ・業務運営の改善及び効率化は中期計画に沿って堅実に実施されている。 ・計画を上回る水準と認められる。 ・内部進行の管理及び評価について、体制を確立していることを評価する。	
・内部進行管理及び評価は適切に行われているか。	実績：○ 各プログラム及び事務部において業務スケジュールの進捗状況の管理を行うとともに、電子掲示板を活用して研究関連情報の共有を図った。			
・業務進行管理のための体制が整っているか。	実績：○ 各プログラムの業務進行状況の把握及び予算執行状況を確認できるシステムの開発等を通じて、適正かつ効果的な業務の進行管理に努めた。			
・適切な情報公開が行われているか。	実績：○ 国民への広報に努めた結果、平成19年度の開示請求件数は1件のみであり、適切に対応した。		(その他意見)	
・設備の有効活用が図られているか。	実績：○ プールなどの運動実験施設、ヒューマンカロリメーター等について外部からの利用や共同研究等を通じて有効利用を図った。			

国立健康栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画二年度目）

中期目標	中期計画	年度計画	業務実績			
<p>2. 研究・業務組織の最適化に関する事項</p> <p>(1) 業務効率化の観点から、研究部組織体制の見直しを行い、その最適化を図ること。</p> <p>(2) 他機関との連携・交流を強化し、組織の活性化を目指すこと。</p>	<p>2. 研究・業務組織の最適化に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 研究所が中期計画の中で重点的に行う調査及び研究並びに法律に基づく業務に関して、業務量や集中的に遂行すべき時期等を勘案しながら研究及び業務チームを組織する。 非公務員型の利点を生かして柔軟に組織の見直し・改編を行うこととし、従来の部体制から中期目標に掲げる業務を行うためのプログラム等を設け、各々が独立した形での業務運営を行う。 また、組織の見直し・改編後、毎年、その効果を検証する。</p> <p>(2) 民間企業、大学等との連携・交流を積極的に行い、研究員の交流を進め、人材の養成と資質の向上に努めることにより、組織の活性化を図る。</p>	<p>2. 研究・業務組織の最適化に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 第二期中期計画を遂行するために抜本的に組織の再構築を行ったプログラム・プロジェクトチーム制（別紙1）については、プログラムリーダーの責任と権限を強化し、各プログラムにおいて、常勤職員の人件費を含めたコスト管理及び研究業務について、経営的な視点を併せ持ちながら運営を行う。</p> <p>(2) 国内外の民間企業、大学、他研究機関との研究協力を推進し、研究者の受け入れ及び研究所研究員の派遣を行う。それにより人材の養成と資質を向上させ、組織の活性化を図る。</p>	<p>・平成18年度から移行した6つのプログラムおよび2つのセンターについては、一部のプログラムリーダーやセンター長を役員等が併任していたが、うち1つのプログラムについては専任のプログラムリーダーを公募・採用し、役員を併任を解除した。</p> <p>・国民健康・栄養調査プロジェクトへ新たに2名の研究員を配置したほか、外部研究資金等を活用して、研究補助員を採用・配置するなど、各プロジェクトの研究・業務の量や位置づけに応じた人員配置を行った。</p> <p>・年度末には、内部評価委員会及び外部評価委員会で各プログラム及びセンターの運営状況及び成果に関する評価を行い、順調に組織運営がなされていることが確認された。</p> <p>・新組織の運営状況の評価、研究職員の研究・業務実績の処遇への反映など、引き続き非公務員化の利点を生かした柔軟な取組みを進めた。</p> <p>・民間企業、大学、その他の機関からの研究者（客員研究員、協力研究員、研修生）の受け入れは、それぞれ32名、40名、45名であり、その他短期の受入れ等を通じて、人材の養成に寄与するとともに、研究所の活性化につなげた。</p> <p>・一方、それらの機関への研究所職員の派遣に関しては、大学の客員教授や非常勤講師44件、大学での特別講義等の実施（359件）などを通じて、若手研究者等を育成するとともに、それらの機関との共同研究等の基盤を構築した。</p>			
評価の視点等		自己評価	A	評価	B	
		研究・業務の量や進捗状況に応じて人員配置や管理体制を見直すとともに、大学・民間企業等との交流による人材養成及び組織の活性化を図った。		(委員会としての評定理由) 専任のプログラムリーダーの配置などは、ある意味あるべき姿（適正な状態）に戻したということであり、研究所として適正な人員配置、管理体制に戻したという点、また、民間企業や大学等との人材交流により組織の活性化を図っている点について、中期計画どおりと判断する。		
【数値目標】	-	-				
【評価の視点】	研究及び業務チームは適切に組織されているか。	実績：○ プログラムリーダーの専任化、業務量の多いプロジェクトへの職員の増員など柔軟な対応を行い、適切な組織運営に努めた。		(各委員の評定理由) ・研究・業務組織の最適化に関しては、安定的した研究・業務組織が構築され、中期計画を上回る成果があらわれていると認められる。		
	・非公務員化の利点を生かした取組みがなされているか。	実績：○ 新組織の運営状況の評価、研究職員の実績の処遇への反映など、非公務員化の利点を生かした柔軟な取組みを行った。		・中期計画に合致した実績と判断。 ・適切に人員配置等を行い、管理体制を見直している。 ・キーパーソンは専任がのぞましい。		
	・民間企業、大学等との連携・交流の状況はどうか。	実績：○ 民間企業や大学等と積極的な連携及び人材交流を行い、人材養成等に努めた。		・概ね中期計画に合致している。 ・民間企業や大学等との連携、人材交流により、組織の活性化を図っていること。 ・計画に合致した水準である。 ・非公務員となったことで、取組みが特段に変わったように見えないので、「目標を概ね達成」Bである。 (その他意見) ・専任のプログラムリーダーの配置などは、ある意味あるべき姿（適正な状態）に戻した、ということであろう。 ・臨床栄養プログラムリーダーも専任にすべきであろう。		

中期目標	中期計画	年度計画	業務実績
<p>3. 職員の人事の適正化に関する事項</p> <p>(1) 重点的に行う研究及び法律に基づく業務に対して適切に職員を配置し、効率的に研究業務を行うこと。</p> <p>(2) 研究職員の個人評価の結果を昇級・昇任等、給与面に反映させること。</p> <p>(3) 研究職員の流動化計画に沿って原則公募制・任期制により採用を行い、研究者層の向上を図ること。</p>	<p>3. 職員の人事の適正化に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 重点的に行う研究及び法律に基づき確実に実施すべき業務については、業務運営の効率性を勘案しながらも、必要な人員を十分に担保した上で組織体制を構築する。</p> <p>(2) 非公務員型への移行のメリットを最大限に活かした柔軟な人事システムを構築し、研究職員の個人評価の結果を昇級・昇任等の処遇及び給与面に反映させる。</p> <p>(3) 研究員の採用に当たっては、「独立行政法人国立健康・栄養研究所における研究者の流動化計画」に沿って、原則として公募制、任期付の採用を行う。 研究所が重点的に推進する調査及び研究業務が着実に成果が挙げられるよう、資質の高い人材を広く求める。また、資質の高い人材については、任期中の実績評価に基づき、任期を付さない形での採用を行う。 さらに、外国人及び女性研究者が業務に従事しやすい環境づくりを推進し、外国人及び女性職員の採用も可能な限り行う。</p>	<p>3. 職員の人事の適正化に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 重点的に行う研究及び法律に基づき確実に実施すべき業務については、重点プロジェクトとして位置づけ、研究員、研究補助員等を適切に配置する。 また、一部の職員への過重な負担とならないよう、研究・業務等の適正配分に努めるとともに、自主的な健康の維持・増進につながる職場環境づくりを目指す。</p> <p>(2) 非公務員型への移行に伴い、大学、民間企業等との多様な形態の連携が可能となるよう、起業も含めて、民間企業、団体等との兼業についても、研究所の目的、理念に合致したものについて積極的に行い、成果の社会還元を促進する。 また、各研究員の個人業績及び各プロジェクトの実績評価を、各個人の昇級・昇任等、給与面に反映させる。</p> <p>(3) 「独立行政法人国立健康・栄養研究所における研究者の流動化計画」に沿って、原則公募制、任期付の採用を行う。 任期付研究員については、任期中の実績評価を厳密に行い、任期を付さない職員としての採用を検討する。任期付き研究員の採用にあたっては、流動化を図る一方、研究所における長期的な展望を考えるとデメリットもあることから、研究や業務の性質、行政及び社会的ニーズに応じて、柔軟な運用を行う。 女性研究員の採用を可能な限り行うとともに、研究業務に従事しやすい環境づくりとして、フレックスタイム制をフル活用するとともに、各種制度の活用を進める。産休及び育休（男性を含む）によるブランクを埋める一手段として、メール等の活用を検討する。 国際協力の推進、グローバル化する健康食品等の情報の収集や発信をより積極的に行うために、外国人研究者の採用を考慮する。</p>	<p>・研究職員（常勤研究員、任期付研究員、特別研究員）の配置状況は別添資料⑧ーbのとおりである。 ・平成19年度も引き続き研究所が重点的に取り組むべき課題である、食事摂取基準、食品分析及び国民健康・栄養調査関連の研究・業務に従事する若手研究者の公募を行い、2名の研究員を採用した。 ・研究補助員についても、各プログラム及びセンターの業務量を勘案しつつ、外部からの競争的研究資金や民間企業等からの受託研究等を有効に活用して、必要な人材を確保するなど、研究・業務の実施体制を整備した。 ・平成20年3月30日現在の研究員等は常勤研究員35名（任期付研究員11名を含む。）、特別研究員8名、流動研究員4名、客員研究員32名、協力研究員40名、その他技術補助員66名及び研修生45名となっている。</p> <p>・非公務員化により、民間等との共同研究の成果を商品の開発や具体的なサービスの提供等に結びつけるための方策について検討した。 ・各研究員については、所属するプログラムやセンターの中間実績及び年度末実績、並びにそれらへの貢献度及び研究業績を評価し、昇級・昇任あるいは賞与の算定に際して考慮した。</p> <p>・平成13年度の独立行政法人化以来、平成19年度末までに任期付研究員として採用した者は20名であり、うち10名が任期満了した。任期付研究員の採用にあたっては、「研究者の流動化」という方針に沿った対応を行っている。 ・平成19年度は、中長期的な視点から研究所にとって必要な人材を公募し、現在のプロジェクト体制に十分貢献でき、かつ研究や業務の性質、行政・社会的ニーズに対応することができる研究者を6名採用した。そのうち、女性研究員は3名であり、平成19年度末現在、常勤研究員35名のうち、女性研究員は4名のリーダーを含め10名となった。 ・研究職員においてはフレックスタイム制を活用することにより、個人の生活にも適合し、研究業務に従事しやすい環境となっている。 なお、平成19年度においては、産休・育休の対象となる職員はいなかった。また、国際協力の推進、グローバル化する健康食品等の情報収集・発信をより積極的に行うための環境づくりを推進するため、外国人研究者1名を新たに採用した。</p>

国立健康栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画二年度目）

中期目標	中期計画	年度計画	業務実績
(4) 事務職員についても適切に評価を行い、資質の向上と業務の効率化を図ること。	<p>(4) 事務職員の質の向上を図るため、研究員と同様に評価を行うこととし、その評価システムとして自己評価による評価を行い、その結果を昇給・昇任等に反映する。</p> <p>※人事に関する指標 期末の常勤職員数は、期初の100%を上限とする。</p> <p>(参考1) 期初の常勤職員数 47名 期末の常勤職員数 47名(以内)</p> <p>(参考2) 中期目標期間中の人件費総額 2,335百万円(見込)</p> <p>ただし、上記の金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際派遣職員給与に相当する範囲の費用である。</p>	(4) 事務職員についても、自己評価を行うとともに、個人面接を行い、直近上司と総括上司の段階評価を実施する。評価の結果は、昇給・昇任等に反映する。	・事務職員について、職員の資質、仕事に対する意欲及び取組姿勢等について所属課長、事務部長による段階的評価を行うとともに、評価結果を昇級、昇任、賞与の算定等に反映させた。

評価の視点等	自己評価	A	評定	A
	プロジェクトの位置づけ等に応じたメリハリのある人員配置、研究成果や貢献度の評価の処遇等への反映、女性研究員等が働きやすい環境づくりなど、職員人事の適正化に向けた取り組みを行った。		(委員会としての評定理由) プロジェクトの重要性等に応じたメリハリのある人員配置、研究成果や貢献度に応じた処遇への反映、女性研究員等の働きやすい環境づくりなど、職員人事の適正化に向けた取り組みが積極的に行われており、評価できる。	
【数値目標】 —	—			
【評価の視点】 ・メリハリのある人員配置ができていますか。 ・研究職員の評価が適切に処遇及び給与に反映されているか。 ・公募制、任期制による採用が適切に実施されているか。 ・外国人及び女性研究員が従事しやすい環境づくりが推進されているか。 ・事務職員の資質の向上につながる取り組みが行われているか。 ・人件費の実績が予算を上回った場合には、その理由が明らかになっており、合理的なものであるか。	実績：○ 重点プロジェクト等に対して重点的に研究員、研究補助員を配置するなど、メリハリのある人員配置に努めた。	実績：○ 研究職員については、所属するプログラム等の実績やそれらへの貢献度を評価し、昇級・昇任や賞与の算定等に反映させた。	(各委員の評定理由) ・重点プロジェクトなどに応じた人員配置、研究成果や貢献度に応じた処遇等への反映、女性研究員等の働きやすい環境づくりなど、職員人事の適正化に関する取り組みは、中期計画を上回る実績であると評価できる。 ・概ね中期計画に合致している。外国人研究者の採用が実現したことを評価したい。 ・常勤職員数等は計画の枠内であるが、女子研究員、研究補助員等の採用を積極的に行っており、評価できる。 ・中期計画通りの実績とみなす。 ・メリハリのある人員配置を行っている。 ・ほぼ目標どおりのレベルと考えるのでBとする。 ・女性研究者の増加は時代の流れだが、継続できるかどうかポイント。 ・職員人事の適正化により、研究職員の業務の適正配分が行われたこと。 ・日常の業務改善の範囲を越えた優れたものがないので、B評価。	
	実績：○ 任期付研究職員の採用を図るとともに、採用にあたっては研究者の流動化という方針に沿った対応を行った。	実績：○ 平成19年度に新たに採用した職員6名のうち3名を女性が占めるなど、女性の登用を図るとともに、フレックスタイム制など女性が働きやすい環境づくりを進めた。		
	実績：○ 事務職員について、評価を実施し昇級・昇任等へ反映させるとともに、総務省等が行う研修等へ参加させるなどにより、資質向上を図った。	実績：○ 人件費の決算額は予算額の91.8%である。(収支決算報告書 参照)	(その他意見) ・客員研究員や協力研究員の位置づけや活用については理解できるが、技術補助員66名のコストとパフォーマンス、並びにこれだけの人員が必要な理由を具体的に説明する必要がある。	

国立健康栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画二年度目）

中期目標	中期計画	年度計画	業務実績
<p>4. 事務等の効率化・合理化に関する事項</p> <p>(1) 業務の効率化を図るため、事務書類の簡素化、電子化、事務作業の迅速化を進めるとともに、定型的な業務でアウトソーシング可能なものについては外部委託を行うこと。</p> <p>(2) 事務職員については、研修会やマネジメントセミナー等を通じ、研究所経営への参加意識を高めるとともに、業務意識の高揚を図ること。</p> <p>(3) 業務の効率化を図るため、業務・システムの効率化を図ること。</p>	<p>4. 事務等の効率化・合理化に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 研究組織体制の見直しに併せて、業務の効率化を図るため、事務部門の組織を見直す。この際、事務部門に研究員の研究成果の積極的な活用や、対外的な業務を担う業務課（仮称）を設け、研究員が最大限の成果を得られるようにする。 また、権限の明確化及び決裁プロセスの短縮化により、意志決定の迅速化を図るとともに、事務作業の迅速化、事務書類の簡素化、電子化等を進める。さらに、定型的な業務でアウトソーシング可能なものについては外部委託を進める。</p> <p>(2) 事務職員については、研究所で働く者として必要な法令・知識を習得するための各種研修会やセミナー等への参加を充実させ、職員が働きやすく自己能力を最大限発揮できるような職場環境の整備を推進する。 これにより、研究所経営への参加意識を高め、業務の質の向上及び効率化の一層の推進を図る。</p> <p>(3) 業務の効率化を図るため、業務・システムの最適化を図る。</p>	<p>4. 事務等の効率化・合理化に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 業務の効率化を図るため、意志決定の迅速化を図るとともに、権限と責任を明確にした組織運営を行う。 迅速な意志決定と柔軟な対応をとるため、各種事務手続きの簡素化、迅速化、電子化を図るとともに、業務を見直し、可能かつ適切な業務については、外部委託を進める。</p> <p>(2) 事務職員の資質向上を図るため、業務上必要とされる知識（知的財産、安全管理、会計・契約等）の技術取得ができるよう、自己啓発や能力開発のための研修を行う。また、職員が働きやすく自己能力が最大限発揮できるよう、職場環境の整備を充実する。</p> <p>(3) 業務の効率化を図るため、情報総括責任者（CIO）を中心に、業務・システムの最適化・効率化を図る。</p>	<p>・第1期中期計画から実施してきた消耗品の一括購入や所内LANの活用による用紙の節減等を引き続き実施するとともに、電子掲示板の活用などによる業務の効率化に努めた。また、自動車運転業務、設備等の点検業務等の定型的な業務及びデータ入力業務については外部委託した。</p> <p>・総務省が行う研修会や独立行政法人の業務運営に関するセミナー等に事務職員を参加させ、資質の向上を図るとともに、職員が働きやすく自己能力が最大限発揮できるよう、OA機器の更新など職場環境の整備・充実を図った。〔資料⑬〕</p> <p>・事務処理を円滑に進めるため、「厚生労働科学研究費補助金執行管理システム」及び「文部科学研究費補助金執行管理システム」、並びに「栄養情報担当者（NR）データベース」、「特別用途食品・特定保健用食品受付支援システム」の4システムを事務部職員が開発し、事務の効率化に努めた。また、情報総括責任者（CIO）を中心に、業務・システムの最適化及び効率化に努めた。〔資料⑯〕</p>

評価の視点等	自己評価	A	評定	A
	事務処理システムの開発・導入、定型的な業務等の外部委託化による業務の効率化を図るとともに、研修を通じて職員の資質及び業務意識の高揚を図るなど、事務等の効率化・合理化に取り組んだ。		(委員会としての評定理由) 事務職員による事務処理システムの開発・導入、定型的な業務の外部委託化、事務職員の各種研修等への参加など、事務等の効率化・合理化に積極的に取り組んでおり、評価できる。	
【数値目標】 —	—		(各委員の評定理由) ・事務処理システムの開発・導入、定型的業務の外部委託化、事務職員の各種研修会等への参加など、事務等の効率化・合理化に関する取り組みは、中期計画を上回る実績であると評価できる。 ・事務部の改革志向性は中期計画を上回るものと判断する。 ・中期計画にそった実績と判断した。 ・目標に対する実績を着実にあげており、自己評価どおりでAでよいと考える。 ・研究員数の少ない研究所として、事務処理の効率化を図っていること。 ・計画に合致した成果である。	
【評価の視点】 ・文書簡素化、電子化・データベース化等により、事務作業の迅速化が図られているか。	実績：○ 所内LANシステムの活用、事務処理の電子化を図り、業務システムの最適化及び効率化に努めた。			
・定型的な業務については、適切に外部委託が行われているか。	実績：○ 自動車運転業務、設備等点検業務などの定型的な業務及びデータ入力業務について、一般競争入札による外部委託を進めた。			
・業務等の目標に応じた研修等が適切に実施されているか。	実績：○ 業務課を中心として、業務システムの研修会やミーティングを適宜行った。		(その他意見) ・事務職員も、補助で正職を減ずること。 ・厚生労働省科学研究費補助金執行管理システムなど、新たな4種のシステムを事務部職員が開発・導入したことは高く評価できる。 ・業務において、LANシステムの活用は特記事項ではない。	
・業務・システムの最適化を推進する体制はとられているか。	実績：○ 事務部と情報センターが連携し、業務システムの最適化を進めた。			
・各種事務文書の合理化・電子化が進められているか。	実績：○ 所内LANシステムを活用し、原則電子媒体化を進め、文書の共有化を図った。			

国立健康栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画二年度目）

中期目標	中期計画	年度計画	業務実績
<p>5. 評価の充実に関する事項</p> <p>(1) 毎年度内部評価委員会において、主要な研究業務に関して内部評価を実施すること。</p> <p>(2) 第三者による外部評価委員会により、年度計画の事前及び事後評価を行うこと。</p> <p>(3) 評価に関する結果は、ホームページで公開すること。</p> <p>(4) 研究職員について自己点検・評価を行うとともに、できるだけ客観的な指標に基づく評価を毎年実施すること。</p>	<p>5. 評価の充実に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 毎年度内部評価委員会を開催し、主要な研究業務に関して、内部評価を実施し、研究業務の確実な実施及び効率化に資する。</p> <p>(2) 柔軟かつ競争的で開かれた調査及び研究環境の実現や経営資源の重点的・効率的配分に資するため、外部の専門家等の評価者による外部評価を毎年度2回程度実施する。</p> <p>(3) 内部及び外部評価結果は、ホームページ上で公表するとともに、組織や施設・設備の改廃等を含めた予算・人材等の資源配分に反映させる等、調査及び研究活動の活性化・効率化に積極的に活用する。</p> <p>(4) 研究員については、自己点検・評価を行うとともに、可能な限り客観的な指標に基づき評価を行う。 また、理事長は自ら全研究員との面談を行い、適切かつ公平な評価を行う。 さらに、評価の結果は各職員にフィードバックするとともに、所内イントラネットを活用して、各研究の研究業績を公開し、評価の透明性の確保に努める。</p>	<p>5. 評価の充実に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) プログラム及びセンターの報告会を年2回、全プロジェクトの報告会を年1回行い、それらをふまえて中間及び年度の内部評価を実施する。中間評価については、年度途中の研究業務の見直しにより、効果的な実施につなげる。</p> <p>(2) 外部有識者による評価委員会については、研究所の主要な研究業務の進捗状況、成果の社会へのアウトプット、将来の発展性という観点から、また研究所の組織運営に関しては、特により良い研究環境の構築という視点から、評価を受ける。また、平成20年度計画について、当評価委員会から事前に評価を得る。</p> <p>(3) 内部及び外部評価の結果は、ホームページ上で公開する。評価結果については、プログラム、プロジェクトリーダーの範囲にとどまらず、非常勤職員を含めた職員全員に結果を伝え、研究所に求められている方向性や課題等の共通理解を促し、研究及び業務の内容の改善などにつなげる。また、理事長等役員は、評価結果等を踏まえて、研究資源の配分等に反映させる。</p> <p>(4) 各研究員においては、社会及び研究所で求められている自らの役割を十分認識した上で、当該年度における自らの研究及び業務の成果について、点検を行う。その際、可能な限り客観的な指標を整理・分析するために、所内イントラネットを利用した業績等の登録システムを活用する。 各研究員の評価は、主にプログラム内での十分な成果の達成という視点からプログラムリーダー及び理事長が行う。 なお、任期付研究員については、任期中の実績評価を行い、その結果をその後の採用等に反映させる。</p>	<p>・各プログラム及びセンターの実績については、平成19年11月及び平成20年3月に所内公開の報告会を行い、また各プロジェクトからの報告については平成19年11月にプログラム／センターの報告に併せて行った。これらの報告及び中期目標・計画や年度計画に沿った研究及び業務の進捗状況をまとめた資料に基づき、各プログラム／センターの中間評価及び年度末最終評価を行った。</p> <p>・評価関連業務の効率化、外部評価委員への作業負担の軽減のために、これまで別々の日に行っていた事前評価及び事後評価を同日で行うことに変更した。 ・平成19年5月31日に平成18年度実績についての事後評価を受け、平成20年3月13日には平成19年度実績に関する事後評価及び平成20年度計画についての事前評価を受けた。</p> <p>・評価結果については、各研究職員に周知するとともに、事務職員についても研究所が担うべき役割と課題を十分に認識させるよう指導している。平成20年度の研究予算や特別研究員の配置等については、評価結果等を踏まえて決定した。また、評価結果については、概要をホームページで公開した。</p> <p>・論文、学会発表等、定型的なフォーマットで登録可能な研究業績や実績については、所内イントラネット上のデータベースを活用して、各研究者が登録を行った。また、登録データを効率的に利用できるよう、個人評価のための業績リスト、各種評価委員会用資料、研究報告（年報）、マンスリーレポート（研究所ホームページ）の出力フォーマットを用意した。 ・プログラム／センター毎の中間評価及び年度末最終評価に向けて、各研究者が当該年度の研究業績等に基づいて、自己点検を行った。 ・任期満了となる任期付研究員について、任期期間中の研究・業務実績の評価を行い、今後の採用計画等の判断材料とした。</p>

国立健康栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画二年度目）

中期目標		中期計画		年度計画		業務実績	
評価の視点等		自己評価		A		評価	
		年2回の内部評価、及び外部委員による外部評価を適切に実施するとともに、その結果を予算配分や人員配置に反映させた。				(委員会としての評定理由) 年2回の内部評価及び年1回の外部評価を実施し、その結果を予算や人員配置に適切に反映させるなど、評価システムが安定的に運用されていることは評価できるが、そのような第三者評価が日常の研究業務等の改善につながっているか明確ではない。	
[数値目標] —		—					
[評価の視点] ・内部評価が適切に行われ、研究業務の確実な実施につながっているか。		実績：○ 年度中間及び年度末に各プログラム及びセンターの実績を報告するとともに、内部評価を実施した。				(各委員の評定理由) ・各プログラムや部署の人員配置については、人数と質の両面から実績との対応で評価されているのだから、その結果がいまひとつ見えない。 ・外部及び内部評価が適切に行われ予算や人員配分に反映させたこと。 ・適切に外部、内部評価を行い、その結果を予算や人員配置に適切に反映している。 ・内部評価、外部評価が適切に実施され、その成果の利用も優れている。 ・各種評価を実施した実績は認められる。 ・中期計画に示された事項を着実に実施している。 ・概ね中期計画に合致している。	
・第三者による評価が適切に行われ、研究業務の確実な実施につながっているか。		実績：○ 年度末に外部委員による事後評価及び次年度計画の事前評価を行った。				・年2回の内部評価、年1回の外部評価が適切に実施した取り組みによって、中期計画を達成している。 ・評価システムについては、非常に安定した運営が行われているとみられるが、見方によっては、評価によって強いインパクトが研究者たちに及び、新しい活力が生まれているようにみえない。システムの説明ではなく、そのシステムの運用に基づく成果を強調してほしい。 ・業務の第三者評価が日常の研究業務改善につながっている。	
・内部及び外部評価の結果が適切に公開されているか。		実績：○ 評価結果は職員に周知するとともに、次年度の研究予算や研究員の配置等に反映させた。					
・研究職員の自己点検・評価及び理事長による評価が適切に行われているか。		実績：○ 年度中間評価及び事後評価等に向けて、各研究者がイントラネットを利用した業績登録システムを活用して、研究成果の自己点検を行った。				(その他意見)	

国立健康栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画二年度目）

中期目標	中期計画	年度計画	業務実績
<p>6. 業務運営全体での効率化</p> <p>一般管理費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。人件費は除く。）については、中期目標期間の最終年度までに、平成17年度を基準として10%以上の削減を達成すること。</p> <p>人件費については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。 併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。</p> <p>業務経費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。）については、期目標期間の最終年度までに、平成17年度を基準として5%以上の削減を達成すること。</p>	<p>6. 業務運営全体での効率化を達成するための措置</p> <p>一般管理費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。人件費を除く。）については中期目標期間中、毎年度、2%以上削減し、中期目標期間の最終年度までに、平成17年度を基準として10%以上の削減を達成する。</p> <p>人件費については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、中期目標期間の最終年度までに平成17年度を基準として5%以上の削減を達成する。 併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを行う。</p> <p>業務経費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。）については、中期目標期間中、毎年度、1%以上削減し、中期目標期間の最終年度までに、平成17年度を基準として5%以上の削減を達成する。</p>	<p>6. 業務運営全体での効率化を達成するための措置</p> <p>一般管理費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。人件費を除く。）については、光熱水料等の削減等に努め、平成17年度に比べて4%以上の削減を図る。</p> <p>人件費（退職手当及び法定福利費を除く。）については、適正な人員配置に努め、平成17年度に比べて2%程度の削減を図る。</p> <p>業務経費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。）については、業務の効率化、コストの削減に努め、平成17年度に比べて2%以上の削減を図る。</p>	<p>・一般管理費については、節約による光熱水料の減額や平成18年度に引き続き消耗品の一括購入の推進により、平成17年度実績と比べ91.5%、また平成18年度実績の95.1%で、年度を通じて経費節減に努め、計画の範囲内で執行した。</p> <p>・人件費（退職手当及び法定福利費を除く。）については、所要の削減率を見込んだ予算を計画するとともに、退職者の後任補充等に当たって、原則公募による内部登用、若手研究員の採用等により、平成17年度実績と比べ97.3%、また平成18年度実績と比べ96.3%と計画の範囲内で執行した。</p> <p>・業務経費については、所要の削減率を見込んだ予算額で計画し、原則競争入札の実施などにより経費削減に努めたものの、重点調査研究の一つである「健康食品の安全性・有効性情報」に関わるセキュリティの確保及び利便性の向上を図るため、急遽サーバ機器購入等の経費が必要となり、執行額が予算額をやや上回る結果となった。（平成17年度実績と比べ101.5%、平成18年度実績と比べ106.8%） なお、当該超過額は平成18年度に生じた運営費交付金の債務残高の範囲内である。</p>

評価の視点等	自己評価	A	評価	A
	運営費交付金は中期目標を達成するため、着実に削減を進めた。			
<p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般管理費については、中期目標期間中、毎年度、2%以上削減し、中期目標期間の最終年度までに、平成17年度を基準として10%以上の削減を達成する 人件費については、中期目標期間の最終年度までに平成17年度を基準として5%以上の削減を達成する 業務経費については、中期目標期間中、毎年度、1%以上削減し、中期目標期間の最終年度までに、平成17年度を基準として5%以上の削減を達成する 	<p>一般管理費は、平成18年度比4.9%減、平成17年度比8.5%減である。</p>		<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>平成17年度との対比で、業務経費は、予算は減となっているものの執行実績は1.5%の増となり、中期計画を下回るペースであるが、一般管理費や人件費など中期計画を上回るペースであり、業務運営全体の効率化としては中期計画を上回ったと評価される。</p>	
<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人件費、一般管理費、業務経費の削減に向けた取り組みはどのような状況か。 経年比較により削減状況が明らかになっているか。また、削減のために取り組んだ事項の削減に及ぼした効果がどの程度明らかになっているか。 給与体系の見直しが国家公務員の給与構造改革を踏まえ、適宜行われたか。 	<p>実績：○ 機関誌の電子化や業務の外部委託の推進等により、運営費交付金を減額した。（業務実績「経費の抑制に関する事項を達成するための措置」(P.29)参照)</p> <p>実績：○ 原則一般競争入札による調達、任期付研究員の採用などにより、業務の質の低下を招くことなく経費の削減を図った。（業務実績「経費の抑制に関する事項を達成するための措置」(P.29)参照)</p> <p>実績：○ 役員については、報酬を据え置くとともに、職員についても国に準じた給与体系とし、適正な水準を保っている。（業務実績評価関係資料「役職員の報酬・給与等について」(P.6-7)参照)</p>		<p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務経費の特殊事情を除くと、業務運営の効率化は中期計画を上回ったと評価される。 中期計画にそった実績と評価する。 目標の達成に向けて適切な進歩である。 着実に削減に努めていること。 経費削減において、中期目標が達成できていないもの、見込みが厳しいものがある。 平成17年度実績との対比で、一般管理費は8.5%の減で中期計画を大幅に上回るペース、人件費は2.7%減で中期計画をわずかに上回るペース、業務経費は1.5%の増で、中期計画を下回るペースである。業務運営全体では、中期計画を達成している程度の評価である。 一般管理費削減は計画を上回っているが、全体的には計画の範囲内である。 <p>(その他意見)</p>	

国立健康栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画二年度目）

中期目標	中期計画	年度計画	業務実績
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項</p> <p>(1) 運営費交付金以外の競争的研究資金の積極的獲得を図ること。</p> <p>(2) 各種研究から生じる知的財産（特許権等）の有効活用及び研究成果の社会への還元を目的とした出版等を行うことにより、自己収入の増加を図ること。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項を達成するための措置</p> <p>1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 運営費交付金以外の競争的研究資金の積極的な獲得を図り、外部研究資金、その他の競争的資金の募集等に積極的に参加し、その増加に努める。</p> <p>(2) 各種研究から生じる知的財産（特許権等）の有効活用並びに研究成果の社会への還元を目的とした出版等を行うことにより、自己収入の確保につなげる。</p> <p>また、「独立行政法人国立健康・栄養研究所施設・設備等利用規程」に基づき、地域住民等への施設開放を行い、研究所の設備等の効率的な利用に努め、併せて自己収入の増加に寄与する。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項を達成するための措置</p> <p>1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 厚生労働省、文部科学省等の政府機関、科学技術振興機構等の機関が実施する公募型研究に研究課題の応募を積極的に行う。その際に、研究所の目的等を勘案し、競争力の高い研究課題を選択し、また、他の研究機関等との共同研究の中核となる課題を重視する。</p> <p>健康・栄養に関する調査及び研究について、国、民間企業等の受託研究及び業務については、研究の目的やその後の発展性及び交付金事業として行う研究を勘案しながら、それらに合致するものについては積極的に受け入れ、自己収入の増加に資する。</p> <p>(2) 知的財産については、その出願や維持にかかる費用を勘案しながら、実施につながる可能性の高いものについて必要な維持を行い、自己収入につなげる。また、研究成果等の社会還元を目的に出版（研究所監修による書籍、マニュアル、テキスト等）を行うことにより、自己収入の確保につなげる。</p> <p>施設開放にあたっては、自己収入の確保という点だけでなく、ヒトを対象とした研究への参加、地域住民の健康づくりという視点を踏まえて検討を行う。</p>	<p>・当研究所における質の高い研究課題を選定し、これらの課題に重点を置き、厚生労働省や文部科学省の科学研究費補助金等の外部研究資金等の獲得に努めた。</p> <p>・また、国、民間企業等の受託調査及び研究については、研究の目的や発展性に照らしながら、その必要性を精査した上で積極的に受け入れを行った。</p> <p>・知的財産については、国内特許2件を出願した。</p> <p>・研究成果等の社会還元の一環として、書籍、テキスト等の監修を行い、自己収入につなげた。</p> <p>・地域住民の健康づくりや研究のための基礎的データの収集のため、施設開放を積極的に行い、施設・設備の効率的活用を図った。</p>
評価の視点等	自己評価	A	評定
【数値目標】	競争的資金の獲得や書籍監修などによる自己収入の確保に取り組んでおり、経費削減についても達成した。		(委員会としての評定理由) 外部の競争的資金や共同研究資金の獲得や書籍監修などによる自己収入の増加に努めたことは、それらの獲得額からみて、中期計画を上回る実績として評価できる。
【評価の視点】	実績：○		(各委員の評定理由)
・競争的な研究資金の獲得状況はどうか。	18年度と同様に、質の高い研究課題を選定した上で、積極的に競争的資金等の獲得に努めた。		・競争的研究資金、共同研究資金の獲得や書籍監修などによる自己収入の確保は、その獲得額から見て中期計画を上回る実績と評価できる。
・研究成果等の社会還元という観点から、適正に自己収入が得られているか。	実績：○ 研究成果を社会還元するため、書籍等の監修を通じて自己収入の増加を図った。		・金額的に中期計画を上回る実績をあげたと評価。 ・自己収入の確保に積極的に取り組んでいること。 ・外部資金等の実質は、計画を上回る成果である)
・運営費交付金を充当して行う事業について、中期目標に基づく予算を作成し、当該予算の範囲内で予算を執行しているか。	実績：○ 運営費交付金を充当して行う事業について、中期目標に基づく予算の範囲内での執行に努めた。(業務実績「業務運営全体での効率化を達成するための措置」(P.27)参照)		・競争的資金の獲得に努めた。 ・概ね中期計画のレベルである。 ・適切な進歩である。
・経費削減の達成状況はどのようなものか。	実績：○ 運営費交付金全体として、平成17年度比2.3%減、平成18年度比9.1%減とした。(業務実績「業務運営全体での効率化を達成するための措置」(P.27)参照)		・目標に沿った取り組みは評価できる。
			(その他意見)

中期目標	中期計画	年度計画	業務実績
<p>2. 経費の抑制に関する事項</p> <p>(1) 各部門において、常勤職員の人件費も含めたコスト管理を四半期毎に行い、効率的な資金の運用とコスト意識の向上を図ること。</p> <p>(2) 研究業務の集約化、アウトソーシング等により人的資源の有効活用並びに経費の削減を図るとともに、業務運営に係る経常的経費の削減を図ること。</p>	<p>2. 経費の抑制に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 各部門において、常勤職員の人件費も含めたコスト管理を四半期毎に行い、効率的な資金の運用とコスト意識の向上を図る。</p> <p>(2) 研究業務の集約化、アウトソーシング等により人的資源の有効活用並びに経費の削減を図るとともに、業務運営に係る経常的経費についても、法令集の追録購入中止等により削減を図る。</p> <p>第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>1. 予算 別紙1のとおり。</p> <p>2. 収支計画 別紙2のとおり。</p> <p>3. 資金計画 別紙3のとおり。</p>	<p>2. 経費の抑制に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 6つのプログラム、2つのセンターにおいて、常勤職員の人件費も含めた業務費のコスト管理を四半期毎に行う。その結果については、運営会議、役員会で分析を行い、効率的な運用につなげる。このようなマネジメントサイクルにより、研究職員のコスト意識の向上を図る。</p> <p>(2) プログラムにまたがる研究の実施や、施設整備、スペース等の共同利用により、人的資源、コスト削減につなげる。また、研究業務の遂行に付随する事務的手続き等の簡素化を図り、人的コストの削減につなげる。</p> <p>さらに、データ入力、検体の定期検査、文献資料の収集、コンピュータプログラム、データベース開発等、アウトソーシングが効率化やコスト削減につながるものについては、アウトソーシングを進める。アウトソーシングを行う場合は、その内容の質の担保を確保するために必要な措置を講じる。</p> <p>また、一般競争入札への移行を進めるとともに、法令集の追録購入の全面的廃止等により、経常的経費の削減を図る。</p> <p>第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>1. 予算 別紙2のとおり。</p> <p>2. 収支計画 別紙3のとおり。</p> <p>3. 資金計画 別紙4のとおり。</p>	<p>・各プログラム、センターに係る常勤職員の人件費及び業務費のコスト管理については、幹部職員で構成する運営会議等において、人事管理（登用時など）にあたっての分析、調整を行うことにより一定の効率的な運用が図れたものの、四半期毎に分析するまでには至らなかった。</p> <p>また、室内温度の制限など光熱水料の節約をはじめ、備品購入時における複数社の合見積り等による経費削減について周知徹底するなどにより、コスト管理意識の啓発に努めた。</p> <p>・施設・設備や検査機器等の共同利用により、平成18年度に引き続きコスト削減を行った。</p> <p>・国民健康・栄養調査におけるデータ入力、コホート調査における検体検査など人的コストの削減を図るため、アウトソーシングを進めた。</p> <p>独立行政法人国立健康・栄養研究所会計規程及び独立行政法人国立健康・栄養研究所契約事務取扱要領の規程を改正し、随意契約によることができる金額を国の基準より引き下げた。</p> <p>また、法令集の追録購入を全て廃止したことにより経常的経費の削減を図った。</p>

国立健康栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画二年度目）

中期目標	中期計画	年度計画	業務実績
	<p>第5 短期借入金の限度額</p> <p>1. 限度額 100,000,000円</p> <p>2. 想定される理由</p> <p>ア 運営費交付金等の受入れの遅延等による資金の不足</p> <p>イ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給</p> <p>ウ その他不測の事態により生じた資金の不足</p> <p>第6 重要な資産を譲渡、又は担保に供するときは、その計画該当なし。</p> <p>第7 剰余金の使途</p> <p>ア 研究環境の整備に係る経費</p> <p>イ 職員の資質向上に係る経費</p> <p>ウ 知的財産管理、技術移転に係る経費 等</p>		

評価の視点等	自己評価	A	評価	B
	事務処理をはじめ、人的資源の活用など経費節約に向けたコスト管理への取り組みを図った。		(委員会としての評定理由) 各部門における人件費や業務費のコスト管理、アウトソーシングの推進による人的資源の有効活用など経費の抑制への取組を行ったことは中期計画どおりと評価するが、数値目標を掲げるなどさらなる経費抑制への取り組みが望まれる。	
【数値目標】 -	-			
【評価の視点】 ・コスト管理が適正になされ、効率的な資金運用につながっているか。	実績：○ 調達案件の処理にあたり、原則一般競争入札とし、効率的な資金運用に取り組んだ。		(各委員の評定理由) ・コスト管理や人的資源の有効な活用などについては、概ね中期計画を達成しているペースである。 ・ほぼ中期計画通りと判断した。 ・コスト管理など適切である。 ・概ね中期計画の範囲であろう。 ・計画に概ね合致している。	
・人的資源の有効な活用が図られ、それが経費節減につながっているか。	実績：○ 運転業務や設備等点検業務に加えて、研究業務についてもデータ入力、検体検査などのアウトソーシングにより、人的資源の効率的活用及び人的コストの削減を図った。		(その他意見) ・国家レベルの調査を担っている当研究所として以前からの課題であったアウトソーシングが、どこまでなされて、その結果はどうか、問題がなかったのか等の記載・説明が不足しているためこの部分の判断がしかなる。 ・経費の抑制に関しては、数値目標を掲げることを望みたい。 ・短期借入金の限度額の設定にあたっての根拠あるいはルールを決めておくことが望まれる。	
・計画と実績との間に差異がある場合には、理由が明らかにされているか。	実績：○ 予算の削減計画において、運営費交付金全体としては計画どおりに達成されたが、うち業務経費については「健康食品の安全性・有効性情報」の充実強化に伴う機器等の整備のため、18年度比6.8%増となった。(業務実績「業務運営全体での効率化を達成するための措置」(P.27)参照)			
・運営費交付金が全額収益化されず債務として残された場合には、理由が明らかになっているか。	実績：○ 運営費交付金について、必要な債務はすべて収益化しており、債務として残されたものはない。(財務諸表(P.9)、収支決算報告書参照)			

国立健康栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画二年度目）

中期目標	中期計画	年度計画	業務実績
<p>第5 その他の業務運営に関する重要事項</p> <p>通則法第29条第2項第5号のその他の業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) セキュリティの確保 情報セキュリティの強化と利用者への情報提供等の利便性の向上を図ること。</p>	<p>第8 その他の業務運営に関する重要事項を達成するための措置</p> <p>(1) セキュリティの確保 情報システムに係る情報のセキュリティの確保に努める。</p> <p>(2) 施設及び設備に関する計画 該当なし。</p> <p>(3) 積立金処分に関する事項 該当なし。</p>	<p>第5 その他の業務運営に関する重要事項を達成するための措置</p> <p>(1) セキュリティの確保 情報システムに係る情報のセキュリティの確保に努める。</p> <p>第6 平成19年度独立行政法人国立健康・栄養研究所行事等予定表</p> <p>別紙5のとおり。</p>	<p>・「独立行政法人国立健康・栄養研究所 情報ネットワークセキュリティポリシー」の改定及び、「独立行政法人国立健康・栄養研究所情報セキュリティ対策実施手順」を制定し、これを遵守することで情報のセキュリティ確保に努めた。また、昨年度末に新たに導入したWebアプリケーション・ファイアウォールシステムにより、常にアプリケーション環境に適した防御体制を維持する機能を持たせ、セキュリティレベルの維持向上を図った。</p> <p>・また、外部からのアクセスが多い「健康食品の安全性・有効性情報」サイトについて、平成19年度に機器の更新等によりセキュリティの強化及び利便性の向上を図った。</p> <p>別紙9のとおり</p>

評価の視点等	自己評価	A	評定	A
<p>保有する情報システムについて、セキュリティ対策を強化するとともに、利便性の向上を図るなど、適切な対策を講じた。</p>	<p>保有する情報システムについて、セキュリティ対策を強化するとともに、利便性の向上を図るなど、適切な対策を講じた。</p>		<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>外部からアクセスの多い「健康食品の安全性・有効性情報」のサーバー等更新によるセキュリティの強化及び利便性の向上を図るとともに、「情報ネットワークセキュリティポリシー」の改定、「セキュリティ対策実施手順」の制定など、ソフト・ハード両面に亘る情報セキュリティの強化に取り組んだことは、評価できる。</p>	
<p>【数値目標】</p> <p>—</p>	<p>—</p>		<p>(各委員の評定理由)</p> <p>・情報システムのセキュリティ確保に関する取り組みは、中期計画を上回る実績をあげたと評価できる。</p> <p>・ハードのみならず、ソフト面での努力も認められ 計画を上回るものと評価する。</p> <p>・ソフト・ハード両面にわたるセキュリティの強化。</p> <p>・セキュリティ対策を強化した。</p> <p>・セキュリティに関する実績は、ある意味、当然の業務であり、中期計画通りの実績と判断した。</p> <p>・必要な対策を講じたということで 目標レベルのBと考える。</p> <p>・概ね中期計画のレベルである。</p>	
<p>【評価の視点】</p> <p>・情報システム関係のセキュリティは確保されているか。</p>	<p>実績：○ ハード面の強化及びセキュリティポリシーの遵守等により、セキュリティの強化を図った。</p>		<p>(その他意見)</p> <p>・さらに検討をすすめ、より高度なセキュリティシステムの構築が期待される。</p>	

平成19年度業務実績評価関係資料

(様式 1)

目的積立金

①当期総利益の計上	<input checked="" type="radio"/> 有	・	<input type="radio"/> 無
②目的積立金の申請	<input type="radio"/> 有	・	<input checked="" type="radio"/> 無

【当期総利益の計上が「有」、目的積立金の申請「無」の場合は、以下を記入】

③利益の発生要因	<p>当期利益の額は 15,008,799 円である。</p> <p>当期利益の発生要因については、特別用途食品表示許可試験収入、受託研究、寄附金収入、その他の収入として施設使用収入、印税収入等が主な要因となっている。</p>
④目的積立金を申請していない理由	<p>剰余金の使途については、中期計画に掲げる事業進捗等の度合によって自律的で効率的な法人経営を果たすべく、中期計画において対象事業をあらかじめ定めているが、現段階において目的積立金を申請するほどの業務の停滞や経営上の必要を認めるに至っていないためである。</p> <p>*参考 第2期中期計画(平成18~22年度)において「第7 剰余金の使途」について、</p> <p>ア 研究環境の整備に係る経費 イ 職員の資質向上に係る経費 ウ 知的財産管理、技術移転に係る経費 等</p> <p>をあげている。(第1期計画と同様)</p>

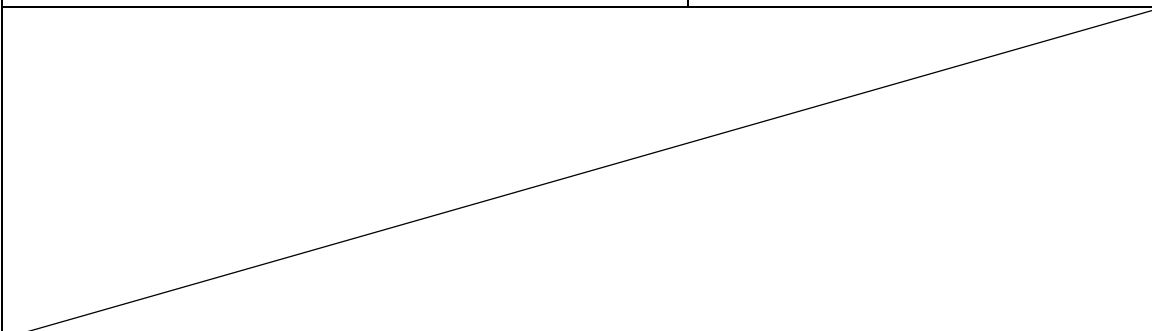
委員記載(評価)欄

- ・ 着実・適正に実施されている。
- ・ 適切な運用と認めます。
- ・ 適切な判断と考える。
- ・ 適正であると認める。
- ・ 妥当と思われる。
- ・ 妥当と考える(利益の大半が事業数として使われ剰余金が数十万と少ないことの説明があった)
- ・ 詳細な資料がさらにあれば望ましいが、この資料・説明の範囲では特段問題ないように見受けられる。

保有資産

①見直しの検討の有無	有 ・ 無
------------	-------

②見直しの状況	当研究所において保有する資産は無い
---------	-------------------

③資産の活用について	
------------	--

委員記載（評価）欄	<ul style="list-style-type: none">・ 特に問題なし。・ 特に問題なし。・ 特にない。・ この資料・説明の範囲では特段問題ないように見受けられる。・ 適切である。・ 評価対象外とします。
-----------	--

官民競争入札等の活用状況

① 官民競争入札等の活用 (官民競争入札等の検討)	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無 (有 ・ 無)
------------------------------	---

【官民競争入札の活用（検討）が「有」の場合は、以下を記入】

② 該当業務の名称	
平成19年度食事摂取頻度・摂取量調査	

② 活用（検討）状況	
厚生労働省が所管する平成19年度食事摂取頻度・摂取量調査について、同省が行った官民競争入札により、当研究所が当該事業を行った。	

委員記載（評価）欄	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正であると認める。 ・ 競争入札を活用しており、今後も努力されることを期待する。 ・ 問題はありません。 ・ この資料・説明の範囲では特段問題ないよう見受けられる。 ・ 妥当と思われる。 ・ 妥当な判断と思われる。 ・ もっと活用を図るべきであろう。 	

コンプライアンス体制の整備状況等

①取組状況

法人設立時に制定した「倫理規程」を幹部会議や所内メールを通じて、役職員への周知徹底を図り、職務の執行における国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図るとともに、研究所の業務に対する国民の信頼の確保に努めた。

また、研究部門においては、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針等に基づき、外部有識者を含めた「研究倫理審査委員会（3部会）」を設置し、人間の尊厳及び人権を尊重し、社会の理解と協力を得ながら、適正に研究を実施することに努めた。

さらに、年度毎に監査計画を策定し、監事による研究所の事業内容全般及び会計に関する監査を実施している。

② 取り組みについての自己評価

職員一人一人が倫理規程等を遵守し、独立行政法人国立健康・栄養研究所の職員としてふさわしい適正な行動をとった。

また、研究活動に付随する倫理的事項については、全て研究倫理審査委員会に諮った上で、必要な倫理的配慮を行うことにより、適正に研究を実施した（平成19年度審査実績：21件）。

監査についても適正に実施し、監査委員から特段の指摘はなかった。

委員記載（評価）欄

- ・コンプライアンス体制は適切に整備され、かつ適切に運用されていると認められる。
- ・3部会の設置で運用されていることは適切である。これからは自己評価にある「職員一人一人・・・」を日常業務の中で実践する努力が大事。
- ・適切な実施と判断。
- ・コンプライアンス体制は適切と思われる。
- ・適正に研究が実施されていると判断する。
- ・適正であると認める。
- ・この資料・説明の範囲では特段問題ないように見受けられる。
- ・取組は妥当である。この体制が維持、継続されるよう努力が望まれる。

役職員の報酬・給与等の状況

①給与水準の適切性についての自己評価

当研究所は国の機関から独立行政法人に移行した経緯から、主たる経費は運営費交付金で措置することとなったため財政支出の割合が高いが、競争的資金の獲得、知的財産の活用及び研究施設の活用等により自己収入の増加を図ってきているところである。給与水準についても国に準じた体系（国に準じた俸給表等）を適用しており、適正な水準にあるものと考えている。

委員記載（評価）欄

- ・ 適正と判断。
- ・ 適切と思われる。
- ・ 適正であると認める。
- ・ 役職員の報酬・給与等の状況については、適切であると判断します。
- ・ 独立行政法人に移行した直後において適切な処置である。
- ・ 努力により適正な水準に近いと考える。
- ・ 総合的に判断し妥当と考える。
- ・ 役員給与が高すぎる。大幅にカットすべきである。
- ・ この資料・説明の範囲では特段問題ないよう見受けられる。

独立行政法人国立健康・栄養研究所の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

〔平成19年度は、常勤・非常勤役員の業績及び法人としての業務実績を総合的に判断した結果、報酬の増減は行わなかった。〕

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長 〔 改定なし 〕

理事 〔 改定なし 〕

監事(非常勤) 〔 改定なし 〕

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
法人の長	千円 19,109	千円 11,856	千円 5,435	千円 1,660 (地域手当) 158 (通勤手当)			
理事 (1人)	千円 17,480	千円 10,836	千円 4,967	千円 1,517 (地域手当) 160 (通勤手当)			*
A監事 (非常勤)	千円 1,336	千円 1,336	千円 0	千円 0			
B監事 (非常勤)	千円 1,246	千円 1,246	千円 0	千円 0			

注1:「その他」欄の「地域手当」については、国の職員について地域の民間賃金水準を国家公務員給与に適切に反映するよう、物価等も踏まえつつ、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員の給与水準の調製を図るため支給される手当であって、当研究所においても国家公務員に支給される当該手当に準じ支給しています。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付しています。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円 該当無し	年 月				
理事 (1人)	千円 該当無し	年 月				*
監事A (非常勤)	千円 該当無し	年 月				
監事B (非常勤)	千円 該当無し	年 月				

注:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付しています。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

第二期中期計画の予算における人件費の範囲内で、人事院勧告を考慮し、人件費の効率化を推進している。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与改定に準拠し、中期計画の人件費の見積を考慮して決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

国家公務員の給与改定に準拠し、勤務成績に応じ、勤勉手当を支給することにより反映させている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	国家公務員の給与改定に準拠して、事務職員については、資質、仕事に対する意欲及び取組姿勢等について上司による段階的評価を行うとともに、評価結果を賞与の算定に反映させた。 また、研究職員についても所属部門の研究成果への貢献度及び業績を評価し、賞与の算定に反映させた。
昇給・昇格	事務職員については、資質、仕事に対する意欲及び取組姿勢等について上司による段階的評価を行うとともに、評価結果を昇給の算定に反映させた。 また、研究職員については所属部門の研究成果への貢献度及び業績を評価し、昇給・昇格の算定に反映させた。

ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

- ・国家公務員の給与改定に準拠し、事務職俸給表の1、2及び3級をの一部の俸給月額を、研究職俸給表の1及び2級の一部の俸給月額を改定した。
- ・国家公務員の給与改定に準拠し、任期付研究員の俸給表の一部の俸給月額を改定した。
- ・地域手当については、国家公務員の給与改定に準拠し100分の13から100分の14.5に改定した。
- ・配偶者以外に係る扶養手当については、国家公務員の給与改定に準拠し手当額を改定した。
- ・勤勉手当については、国家公務員の給与改定に準拠し改定した。

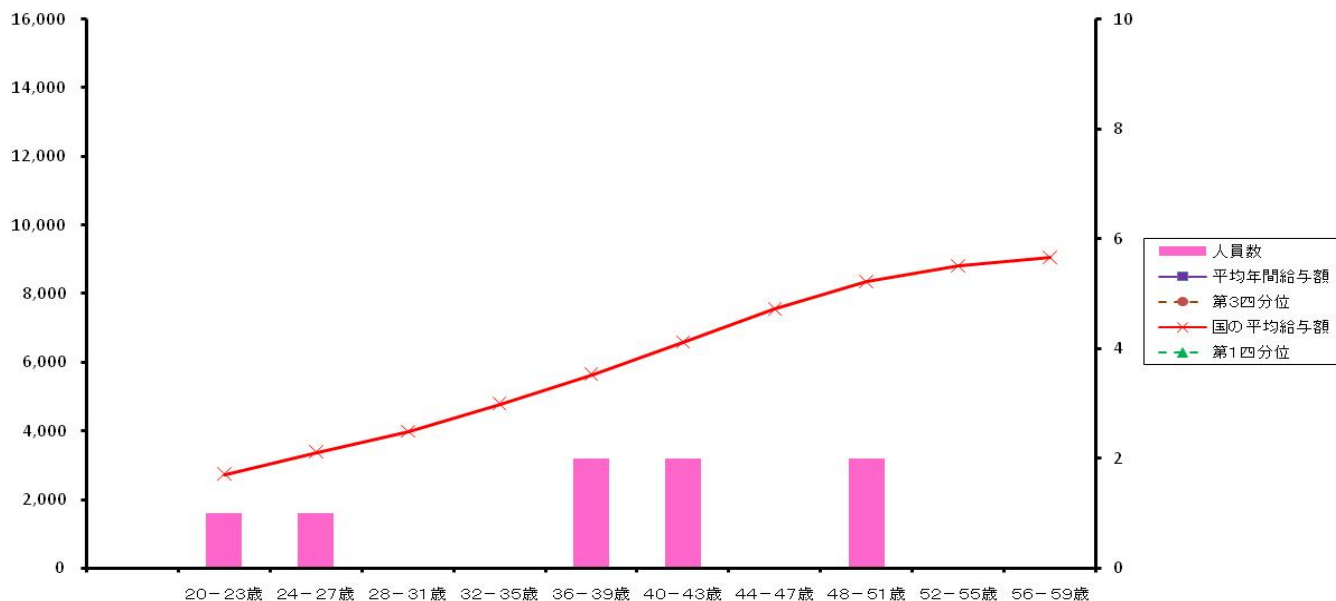
2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 29	歳 46.7	千円 8,751	千円 6,267	千円 161	千円 2,484
事務・技術	人 8	歳 41.9	千円 6,418	千円 4,555	千円 186	千円 1,863
研究職種	人 21	歳 48.6	千円 9,640	千円 6,919	千円 151	千円 2,721
在外職員	人 該当無し	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	人 該当無し	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
再任用職員	人 該当無し	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	人 2	歳 41.5	千円 2,742	千円 1,956	千円 124	千円 786
事務・技術	人 2	歳 41.5	千円 2,742	千円 1,956	千円 124	千円 786
研究職種	人 該当無し	歳	千円	千円	千円	千円

注：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)
(事務・技術職員)



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:該当者が2名以下の年齢階層の平均給与額については、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから表示していない。

注3:該当者が4名以下の年齢階層について、第1、第3分位折れ線を表示していない。

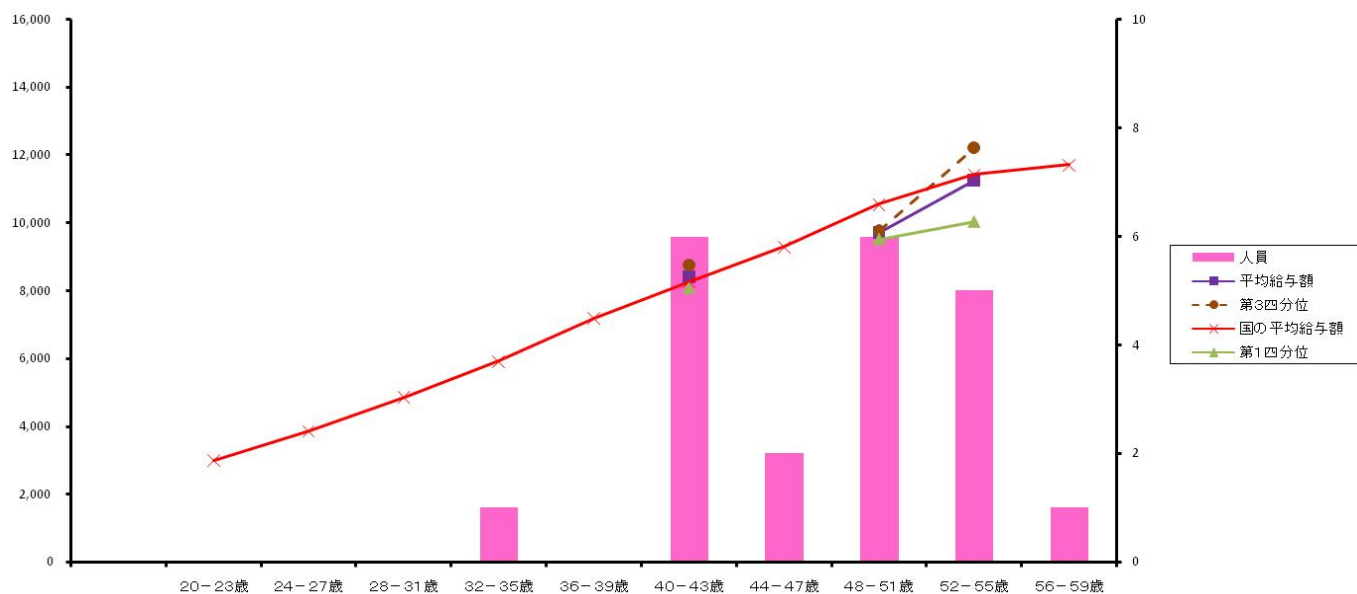
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第3分位	第1分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
・本部長	1	—	—	—	—	—	—
・本部係長	4	45.0	—	—	6,493	—	—
・本部主任	1	—	—	—	—	—	—
・本部係員	2	—	—	—	—	—	—

注1:本部部长、本部主任、本部係員は該当者が2名以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、人数以外は記載していない。

注2:本部係長は該当者が4人であることから、四分位の値が求められないため、第1四分位及び第3四分位の欄を記載していない。

注3:本部課長については、平成19年度から平成20年度に引き続いて在職している者がいないため記載していない。

(研究職員)



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:該当事者が2名以下の年齢階層の平均給与額については、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから表示していない。

注3:該当事者が4名以下の年齢階層について、第1、第3分位折れ線を表示していない。

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
・センター長	1	—	—	—	—	—	—
・本部長	3	54.2	—	—	12,019	—	—
・本部課長	8	46.6	8,595	8,890	8,890	9,528	—
・主任研究員	9	48.3	8,229	8,229	9,146	10,045	—

注1:センター長は該当事者が2名以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、人数以外は記載していない。

注2:本部長は該当事者が4人であることから、四分位の値が求められないため、第1四分位及び第3四分位の欄を記載していない。

注3:研究員については、平成19年度から平成20年度に引き続いて在職している者がいないため記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)(事務・技術職員／研究職員)

事務・技術職員

区分	計	8級	7級	6級	5級
標準的な職位		部長	部長	課長	課長
人員(割合)	8人	該当無し	1人 12.5%	該当無し	該当無し
年齢(最高～最低)		}	}	}	}
所定内給与年額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円
年間給与額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円
区分	計	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		係長	係長	係員	係員
人員(割合)		2人 25.0%	3人 37.5%	1人 12.5%	1人 12.5%
年齢(最高～最低)		}	45～40歳	}	}
所定内給与年額(最高～最低)		千円	4,554～3,843千円	千円	千円
年間給与額(最高～最低)		千円	6,493～5,442千円	千円	千円

注:7級、4級、2級及び1級の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

研究職員

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		プログラムリーダー	プログラムリーダー	プロジェクトリーダー	上級研究員	研究員	研究員
人員(割合)		該当無し	6人 28.6%	11人 52.4%	3人 14.3%	1人 4.8%	該当無し
年齢(最高～最低)		}	59～50歳	53～41歳	46～41歳	}	}
所定内給与年額(最高～最低)		千円	8,714～7,089千円	7,250～5,446千円	6,154～5,809千円	千円	千円
年間給与額(最高～最低)		千円	12,725～9,774千円	10,045～7,536千円	8,511～8,089千円	千円	千円

注:2級の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／研究職員)

事務・技術職員

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	最高～最低	～	～	～
一般職員	一律支給分(期末相当)	67	67.8	67.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	33	32.2	32.6
	最高～最低	33.6～32.1	32.9～31.3	33.3～31.7

注:管理職員については該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから記載していない。

研究職員

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	63.2	66.3	64.8
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.8	33.7	35.2
	最高～最低	47.0～32.4	41.0～30.9	43.6～31.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	最高～最低	～	～	～

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／研究職員)

対国家公務員(行政職(一))

93.6

対国家公務員(研究職)

96.6

対他法人(事務・技術職員)

87.3

対他法人(研究職員)

96.2

注:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 93.6	
	参考	地域勘案 82.2
		学歴勘案 96.3
	地域・学歴勘案 87.8	
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 85.1% (国からの財政支出額 864,309,968円、支出予算の総額 1,015,000,000円：平成19年度予算)	
	【検証結果】 当研究所は国の機関から独立行政法人に移行した経緯から、主たる経費は運営費交付金で措置することとなったため財政支出の割合が高いが、競争的資金の獲得、知的財産の活用及び研究施設の活用等により自己収入の増加を図ってきているところである。給与水準についても国に準じた体系(国に準じた俸給表等)を適用しており、適正な水準にあるものと考えている。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成18年度決算)	
	【検証結果】	
講ずる措置		

○研究職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 96.6	
	参考	地域勘案 95.0
		学歴勘案 95.7
	地域・学歴勘案 94.2	
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 85.1% (国からの財政支出額 864,309,968円、支出予算の総額 1,015,000,000円：平成19年度予算)	
	【検証結果】 当研究所は国の機関から独立行政法人に移行した経緯から、主たる経費は運営費交付金で措置することとなったため財政支出の割合が高いが、競争的資金の獲得、知的財産の活用及び研究施設の活用等により自己収入の増加を図ってきているところである。給与水準についても国に準じた体系(国に準じた俸給表等)を適用しており、適正な水準にあるものと考えている。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成18年度決算)	
	【検証結果】	
講ずる措置		

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成18年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	431,581	457,260	△25,679	△5.62	△25,679	△5.62
退職手当支給額 (B)	23,240	82,054	△58,814	△71.68	△58,814	△71.68
非常勤役職員等給与 (C)	146,334	124,386	21,948	17.65	21,948	17.65
福利厚生費 (D)	66,567	68,399	△1,832	△2.68	△1,832	△2.68
最広義人件費 (A+B+C+D)	667,722	732,099	△64,377	△8.79	△64,377	△8.79

総人件費について参考となる事項

- ・行革推進法、「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組の状況
 - ①中期目標においては、平成18年度以降の5年間において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めることを定めている。
 - ②中期計画においては、中期目標期間の最終年度までに平成17年度を基準として5%以上の削減を達成することとし、併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを行う。
 - ③人件費削減の取り組みの進捗状況
- 18年度に比べて19年度は人件費の中の地域手当の増等の増加要因があったが、中途採用や欠員の補充に当たって、より若年層の者を採用する等により対前年比5%以上の削減を達成した。引き続き、定年退職者及び任期付研究員の任期満了等を含め適切な人事計画を立て、中期目標期間の5年間で5%の削減達成に取り組んでいく。

(人件費削減の場合) 総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	443,674	457,260	431,581			
人件費削減率 (%)		3.1	△2.7			
人件費削減率(補正值) (%)		3.1	△3.4			

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし

(様式 6)

随意契約等の状況

①平成19年度の実績【全体】		件数	金額
一般競争入札等	競争入札	20件 (65%)	0.47億円 (58%)
	企画競争	0件 (0%)	0億円 (0%)
随意契約		11件 (35%)	0.34億円 (42%)
合 計		31件 (100%)	0.81億円 (100%)

※ 予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第二号、第三号、第四号又は第七号の金額を超えないもの）を除く。

②平成19年度の実績【同一所管法人等】		件数	金額
一般競争入札等	競争入札	0件 (0%)	0億円 (0%)
	企画競争	0件 (0%)	0億円 (0%)
随意契約		0件 (0%)	0億円 (0%)
合 計		0件 (0%)	0億円 (0%)

※ 予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第二号、第三号、第四号又は第七号の金額を超えないもの）を除く。

③平成19年度の実績【同一所管法人等以外の者】

		件数	金額
一般競争入札等	競争入札	20件 (65%)	0.47億円 (58%)
	企画競争	0件 (0%)	0億円 (0%)
随意契約		11件 (35%)	0.34億円 (42%)
合計		31件 (100%)	0.81億円 (100%)

※ 予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第二号、第三号、第四号又は第七号の金額を超えないもの）を除く。

④随意契約の見直し計画の実施状況

- 1 随意契約によることが出来る場合を定める基準について、工事又は製造について「250万円を超えないもの」から「100万円を超えないもの」に変更し、購入についても「160万円を超えないもの」から「100万円を超えないもの」に変更した。
- 2 随意契約の公表の基準について、予定価格が100万円を超えるものについて公表した。

⑤随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

平成19年度8月までに「随意契約によることができる場合を定める基準について」の措置を講じ、随意契約によることが真にやむを得ないもの以外平成19年度9月から一般競争入札に移行した。

⑥平成19年度の実績【関連法人】

		件数	金額
一般競争入札等	競争入札	0件 (0%)	0億円 (0%)
	企画競争	0件 (0%)	0億円 (0%)
随意契約		0件 (0%)	0億円 (0%)
合 計		0件 (0%)	0億円 (0%)

※ 予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第二号、第三号、第四号又は第七号の金額を超えないもの）を除く。

⑦関連法人との契約の状況等

⑧その他関連法人との随意契約の適正化等についての取り組み状況

⑨取り組み等についての自己評価

当研究所における契約は、原則一般競争に付すこととしている。また、随意契約の予定価格を国が定めている限度額以下に引き下げ、適正化を図っている。

委員記載（評価）欄

- ・ 妥当である。
- ・ 随意契約を少なくするという国の方針に対応した取組が行われ、成果をあげている。
- ・ 着実に適正化に向かっている。
- ・ 契約方式については国民的な関心が非常に高い。
法人がすすめている改革に同意できるが、金額ベースだと 42%が随意契約である。この随意契約分の情報開示を早く図り、なぜ、随意契約でやむをえないのかを説明することで、法人の姿勢を示した方が望ましい。
- ・ 随意契約の金額上限額を国の水準より低くしているが、現行の件数は減っているものの、金額から見ると 42%とまだ高い水準であるので、更なる努力が欲しい。
- ・ なぜ随契を続けているのか不透明。不誠実すぎる。
- ・ 詳細な資料がないため評価できない。

随意契約見直し計画

平成 19 年 12 月
独立行政法人国立健康・栄養研究所

1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成 18 年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、直ちに一般競争入札等に移行するものとし、平成 19 年 9 月から改正「独立行政法人国立健康・栄養研究所契約事務取扱要領」に基づき随時一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(0%)	(0%)
一般競争入札等	競争入札			7	26,143
	企画競争	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0
随意契約		(100%) 15	(100%) 45,269	(53%) 8	(42%) 19,126
合 計		(100%) 15	(100%) 45,269	(100%) 15	(100%) 45,269

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(0%)	(0%)
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	(0%)	(0%)		
随意契約		(100%)	(100%)	(0%)	(0%)
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(0%)	(0%)
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	(0%)	(0%)		
随意契約		(100%)	(100%)	(53%)	(42%)
		15	45,269	8	19,126
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		15	45,269	15	45,269

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

(2) 随意契約によることができる場合を定める基準について、以下のとおり改正した。

- ・ 工事又は製造について、「250万円を超えないもの」から、「100万円を超えないもの」に変更
- ・ 購入について、「160万円を超えないもの」から、「100万円を超えないもの」に変更

(3) 随意契約の公表の基準について、以下のとおり改正した。

- ・ 予定価格が100万円を超えるものについて公表した。

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期

平成19年8月までに、「随意契約によることができる場合を定める基準について」の措置を講じ、随意契約によることが真にやむ得ないもの以外、平成19年9月から随時一般競争入札等に移行した。